

泉区連合自治会町内会長会 5月定例会

開催日時 令和7年5月19日（月）
15:00～

1 市連会5月定例会報告事項

- (1) 一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について
【健康福祉局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(11)で説明〕
- (2) よこはまテレビ・プッシュについて
【総務局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(6)で説明〕
- (3) 令和7年度家具転倒防止対策助成事業のご案内
【総務局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(5)で説明〕
- (4) 感震ブレーカー等設置推進事業のご案内
【総務局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(4)で説明〕
- (5) 「デジタルプラットフォーム」を活用した全区での市民意見募集について
【市民局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(7)で説明〕
- (6) 鋼管ポール防犯灯の全数点検について
【市民局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(9)で説明〕
- (7) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について
【市民局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(10)で説明〕
- (8) 「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願い
【市民局】・・・・・・・・〔その他事項(15)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 令和7年度泉区スポーツ協会への会費納入のご依頼について (担当・説明：泉区スポーツ協会)	協力依頼 資料1
＜広報よこはま掲載：なし＞	

令和7年度泉区スポーツ協会への会費納入について御協力をお願い致します。
詳細については、別途、各地区連合自治会町内会長及び自治会町内会長に御案内します。

◆依頼事項

地区連合自治会町内会長への協力依頼です。

(2) 土砂災害に備えてがけ地を調査します (担当・説明：神奈川県横浜川崎治水事務所急傾斜地第一課)	情報提供 資料2★
＜広報よこはま掲載：あり（6月号）＞	

泉区では令和7年6月から調査を始めます。住宅の裏のがけ地等、泉区内及び隣接区にまたがるがけ地約100箇所を調査します。土地に立ち入ることがありますので、ご協力をお願いします。

(3) 自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充について	情報提供
(担当・説明：都市整備局防災まちづくり推進課)	資料3★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

自治会・町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対する補助（「身近なまちの防災施設整備事業補助」）について、補助対象地域を全市に拡大しましたのでお知らせいたします。

(4) 感震ブレーカー等設置推進事業のご案内	情報提供
(担当・説明：総務局地域防災課)	資料4★
＜広報よこはま掲載：あり（6月号）＞	

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると電気供給を自動的に遮断する「感震ブレーカー」の補助制度が、令和7年6月1日より受付を開始します。1/2補助、上限2,000円補助します。また、取付支援を全市へと拡大します。

【申請期間】 令和7年6月1日～令和8年1月31日
※予算に達し次第、早期に終了となります。

(5) 令和7年度家具転倒防止対策助成事業のご案内	情報提供
(担当・説明：総務局地域防災課)	資料5★
＜広報よこはま掲載：あり（6月号）＞	

地震時の家具転倒から身を守るために家具転倒防止器具の取り付けを無償で代行します（取付員を派遣します。）。また、今年度より、器具代を1/2補助、上限2,000円を補助します。

【申請期間】 令和7年6月1日～令和8年1月31日
※予算に達し次第、早期に終了となります。

(6) よこはまテレビ・プッシュについて	掲出依頼
(担当・説明：総務局緊急対策課)	資料6★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

横浜市では昨年度からテレビを使った情報伝達サービスに対して補助金を交付する事業を開始し、今年度も継続して補助を実施します。

つきましては、町内会掲示板にチラシをご掲出いただき、災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方へ、補助制度が周知されるよう情報提供をお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(7) 「デジタルプラットフォーム」を活用した市民意見募集について (担当：市民局区連絡調整課、市民局広聴相談課、泉区区政推進課・ 説明：泉区区政推進課)	周知依頼 資料 7 ★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

今後の施策や事業の参考にするため、「デジタルプラットフォーム」を活用し、お住まいの区に関する「こんなまちになったらいいな」といった自由なご意見・アイデアを募集します。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(8) 令和 7 年度 泉区運営方針の策定について (担当・説明：泉区区政推進課)	報 告 資料 8
＜広報よこはま掲載：あり（6月号）＞	

令和 7 年度泉区運営方針を策定しましたので、ご報告します。

(9) 鋼管ポール防犯灯の全数点検について (担当：市民局地域防犯支援課・説明：泉区地域振興課)	情報提供 資料 9 ★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

令和 7 年度に市所管の鋼管ポール防犯灯約 2 万灯の全数点検調査を行います。

点検に際して、作業者が私有地へ立ち入ることもあるため、着用する腕章のデザイン等、作業者特徴の周知を行います。また、点検調査により既設ポールに著しく劣化が見られた場合、安全を考慮し撤去を行うこと及び撤去後の対応についても周知を行います。

なお、資料裏面に記載されている「地域の防犯力向上緊急補助金」は、国費を活用して令和 7 年度限りで交付する、地域の防犯力を向上させる活動に対して広く活用できる補助金です。詳細は、3 月定例会で資料を送付していますので、そちらを御覧ください。

また、裏面記載の二次元コードを読み取りますと、市民局が制度を御案内しているホームページを閲覧することが出来ます。

(10) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について (担当：市民局地域活動推進課・説明：泉区地域振興課)	情報提供 資料 10 ★
＜広報よこはま掲載：あり（5月号）＞	

4 月 1 日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシが完成しましたので、配付します。引き続き、補助金の活用について御検討ください。

(11) 一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について	推薦依頼
(担当：健康福祉局地域支援課、泉区福祉保健課・説明：泉区福祉保健課)	資料 11★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

令和 7 年 12 月 1 日を委嘱日として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。

各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の皆様のご協力をお願いいたします。また、推薦事務説明会を 6 月中旬に 2 回開催します。なお、詳細な資料については 5 月下旬に別途（連合）自治会町内会長あて送付します。

◆依頼事項

自治会町内会長への推薦依頼です。

(12) 泉土木管内工事について	情報提供
(担当・説明：泉土木事務所)	資料 12

(13) 泉区の治安情勢等について	情報提供
(担当・説明：泉警察署)	資料 13

(14) 火災・救急状況について	情報提供
(担当・説明：泉消防署)	資料 14

3 その他

(15) 「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願い	情報提供
(担当：市民局地域活動推進課・説明：泉区地域振興課)	資料 15
＜広報よこはま掲載：なし＞	

3 月の市連会・区連会を通じて、自治会町内会アンケートへのご協力をお願いしたところですが、回答率が伸び悩んでいます。回答期限を、6 月 6 日（金）まで延長いたしましたので、まだご回答いただいていない自治会町内会長の皆様におかれましては、何卒ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。

6 月定例会 日時：令和 7 年 6 月 19 日（木）午後 2 時 00 分から

会場：4 A B C 会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

(案)

令和7年5月19日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和7年度 5月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申しあげます。

5月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、5月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

【送付物一覧】

	送 付 物	部 数
1	土砂災害に備えてがけ地を調査します 【神奈川県横浜川崎治水事務所急傾斜地第一課】 区連会議題 2	1部
2	自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充について 【都市整備局防災まちづくり推進課】 区連会議題 3	1部
3	感震ブレーカー等設置推進事業のご案内 【総務局地域防災課】 区連会議題 4	1部
4	令和7年度家具転倒防止対策助成事業のご案内 【総務局地域防災課】 区連会議題 5	1部
5	「デジタルプラットフォーム」を活用した市民意見募集について 【市民局区連絡調整課、市民局広聴相談課、泉区区政推進課】 区連会議題 7	1部
6	鋼管ポール防犯灯の全数点検について 【市民局地域防犯支援課】 区連会議題 9	1部
7	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について 【市民局地域活動推進課】 区連会議題 10	1部
8	一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について 【健康福祉局地域支援課、泉区福祉保健課】 区連会議題 11	1部
9	よこはまテレビ・プッシュについて 【総務局緊急対策課】 区連会議題 6	掲出部数

事務局 泉区役所地域振興課 担当：三浦 TEL 800-2391

【参 考】

送付資料は「泉区連合自治会町内会長会」ホームページにも掲載していますので、併せてご活用ください（※区連会の翌営業日までに掲載予定です）。

URL : <http://www.izumikuren.net/information.php>

泉区連合自治会町内会＞区役所からのお知らせ

＞泉区連合自治会町内会長会定例会資料

泉区連合自治会町内会



地区連合自治会町内会長 様
 自治会町内会長 様

 泉区スポーツ協会
 会長 河野 雅彦

令和7年度泉区スポーツ協会の会費納入のご依頼について

平素より泉区スポーツ協会の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
 当協会は、泉区スポーツフェスティバルや泉区民マラソン大会などの区民大会、ター
 ゲット・バードゴルフの初心者教室など、広く区民の皆さんにご参加いただけるようス
 ポーツ・レクリエーションの催しを活発に行う予定であります。
 つきましては、今年度におきましても本協会の趣旨にご理解をいただきまして、引き
 続き会費の納入にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 会 費

自治会町内会加入世帯数×20円×95%

※世帯数については、令和6年4月1日時点の数値を「令和7年度」世帯数としています。各地区
 連合自治会町内会（未加入にあっては各単位町会）様の加入世帯の報告を基礎に算定しており
 ます。（西が丘第二自治会は中川連合町内会に含まれています。）

2 地区別等会費一覧表（100円未満切り下げ）

（単位 円）

地 区 名	令和7年度予算		令和6年度予算	
	世帯数	会 費	世帯数	会 費
中川連合町内会	5,821	110,500	5,888	111,800
緑園連合自治会	4,611	87,600	4,616	87,700
新橋連合自治会	2,522	47,900	2,522	47,900
和泉北部連合自治会	2,661	50,500	2,684	50,900
和泉中央連合自治会	6,214	118,000	6,300	119,700
下和泉連合町内会	1,906	36,200	1,986	37,700
富士見が丘連合自治会	2,722	51,700	2,753	52,300
上飯田連合自治会	3,302	62,700	3,404	64,600
上飯田団地連合自治会	1,128	21,400	1,126	21,300
いちょう団地連合自治会	1,738	33,000	1,806	34,300
中田連合自治会	9,889	187,800	10,025	190,400
しらゆり連合自治会	1,674	31,800	1,690	32,100
上飯田団地第1自治会	44	800	44	800
上飯田第2住宅自治会	41	700	41	700
グレースシアガーデン弥生台自治会	112	2,100	112	2,100
本郷町内会	150	2,800	150	2,800
弥生台自治会	734	13,900	722	13,700
グリーンハイム弥生台B地区自治会	65	1,200	65	1,200
グリーンハイム弥生台C地区自治会	169	3,200	169	3,200
南桜自治会	88	1,600	100	1,900
合 計	45,591	865,400	46,203	877,100

※お支払い方法等詳細につきましては、改めて文書にて各地区連合自治会町内会長及び
 自治会町内会長にご案内申し上げます。

泉区スポーツ協会事務局（泉スポーツセンター内・水曜日午前中のみ）

TEL&FAX 045-392-3631 担当：奥津信義・梅原秀恭

奥津携帯電話090-3522-7493

区連会 5 月 定 例 会 資 料
令和 7 年 5 月 1 9 日
横 浜 川 崎 治 水 事 務 所
急 傾 斜 地 第 一 課

土砂災害警戒区域等の区域の見直しに関する現地調査の実施について【情報提供】

1 概要

神奈川県では土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を行っています。この度、泉区内のがけ地についても現地調査を実施し、土砂災害警戒区域等の見直しを図ります。

2 現地調査

- (1) 実施時期：令和 7 年 6 月から令和 8 年 3 月末まで（予定）
- (2) 調査員：神奈川県横浜川崎治水事務所の委託作業員
(腕章をつけた作業員が地域内のがけ地に立入ることがございますので、御了承ください。)
- (3) その他：本調査の結果は、令和 8 年度中に公表予定です。

3 依頼事項

- 【区連長】 ご承知おきください。
- 【地区連長】 地区連合定例会等で情報共有をお願いします。
- 【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報共有をお願いいたします。

4 添付資料

- (1) 周知用チラシ
- (2) 土砂災害防止法パンフレット

問合せ先
神奈川県横浜川崎治水事務所
工務部 急傾斜地第一課 中川、半田
電話 045-411-2520（内線 3243）

がけ地の近くにお住いの皆様へ

土砂災害に備えて がけ地を調査します

いつから・どこを調査するのですか？

泉区では、令和7年6月から調査を始めます。住宅の裏のがけ地等、泉区内及び隣接区にまたがるがけ地約100箇所を調査します。土地に立ち入ることがありますのでご協力をお願いします。

何を調査するのですか？

がけ地の高さや傾斜度（勾配）等を調査します。

誰が調査するのですか？

神奈川県横浜川崎治水事務所が委託した作業員が調査します。身分証明書を携帯し、腕章を付けています。



※調査中の立会はありません

※調査を行うがけ地の近くにお住まいの方には調査のお知らせをポスト投函等で配布します

神奈川県は、土砂災害防止法に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定に必要な調査を実施します。横浜市内では、令和3年度までに土砂災害警戒区域等を指定しましたが、地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、調査をして区域を見直します。なお、調査結果は、令和8年度中に公表する予定です。



表紙写真：広島県広島市安佐南区八木3丁目上山川



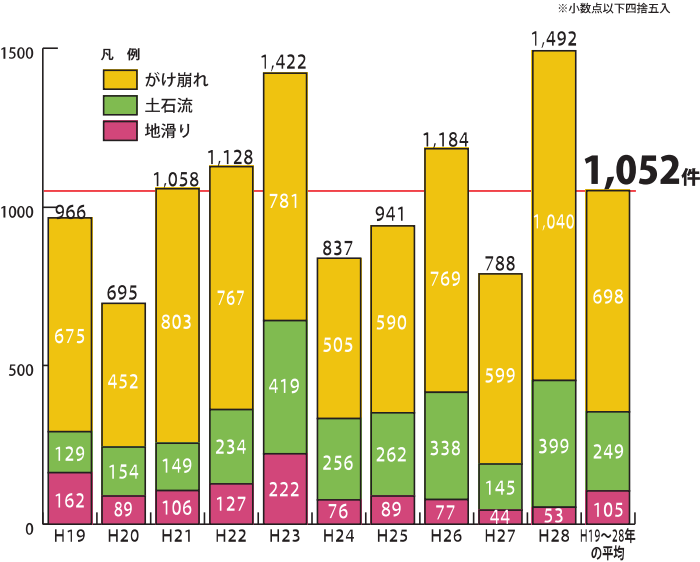
土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」について

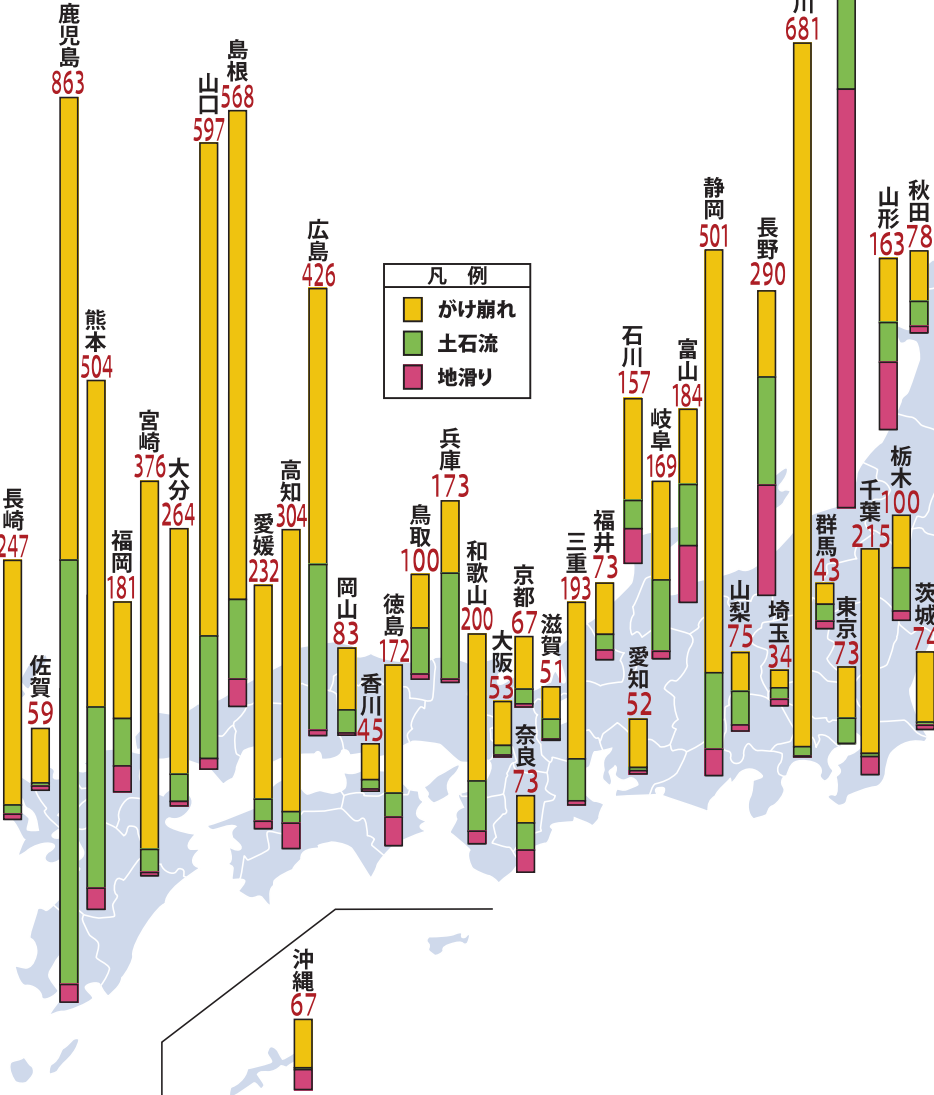
近年の土砂災害発生状況

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

■ 過去10年の土砂災害発生件数（平成19年～28年）

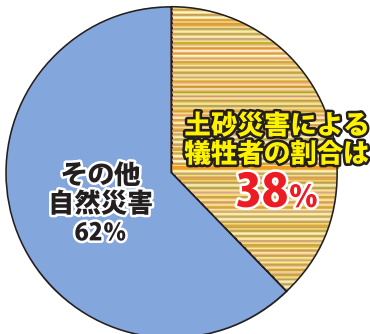


■ 過去10年の都道府県別土砂災害発生状況（平成19年～28年）



都道府県	がけ崩れ	土石流	地滑り	合計
北海道	129	53	10	192
青森県	51	5	3	59
岩手県	65	196	2	263
宮城県	62	31	10	103
秋田県	48	24	6	78
山形県	61	38	64	163
福島県	172	75	14	261
茨城県	67	3	4	74
栃木県	50	41	9	100
群馬県	20	16	7	43
埼玉県	17	11	6	34
千葉県	195	3	17	215
東京都	49	24	0	73
神奈川県	671	9	1	681
山梨県	37	32	6	75
長野県	82	103	105	290
新潟県	220	154	399	773
富山県	72	58	54	184
石川県	97	27	33	157
岐阜県	94	68	7	169
静岡県	403	73	25	501
愛知県	46	3	3	52
三重県	149	40	4	193
福井県	49	15	9	73
滋賀県	31	19	1	51
京都府	50	14	3	67
大阪府	42	9	2	53
兵庫県	69	101	3	173
奈良県	26	26	21	73
和歌山県	140	48	12	200
鳥取県	51	44	5	100
島根県	466	76	26	568
岡山県	59	22	2	83
広島県	263	158	5	426
山口県	470	117	10	597
徳島県	122	23	27	172
香川県	34	9	2	45
愛媛県	204	21	7	232
高知県	269	11	24	304
福岡県	111	45	25	181
佐賀県	52	3	4	59
長崎県	233	9	5	247
熊本県	311	173	20	504
大分県	234	26	4	264
宮崎県	351	22	3	376
鹿児島県	441	405	17	863
沖縄県	46	2	19	67
合計	6,981	2,485	1,045	10,511

昭和42年～平成28年までの自然災害による死者・行方不明者の内訳



※平成7年兵庫県南部地震および平成23年東北地方太平洋沖地震による死者・行方不明者数は除く
全自然災害については消防庁調べ、土砂災害については国土交通省砂防部調べによる

土砂災害防止法の概要

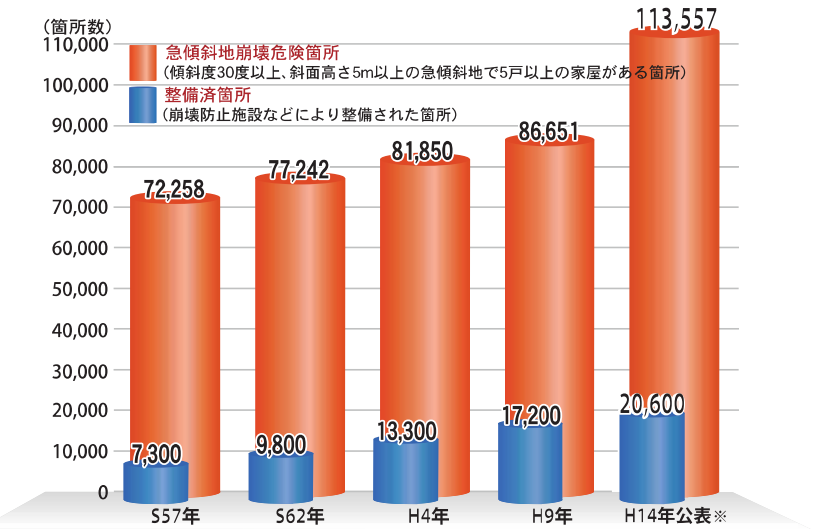
（『土砂災害防止法』とは） 土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

「土砂災害防止法」制定の背景

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのようなすべての危険な箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

このような土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を充実させていくことが大切なのです。



●急傾斜地崩壊危険箇所数と整備箇所数の推移

※急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのうち、Ⅰ：「人家5戸以上等の箇所」

対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通大臣]

- ・土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- ・基礎調査に関する指針
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- ・土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転等の方針

基礎調査の実施 [都道府県]

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査
- ・基礎調査結果の公表

土砂災害警戒区域の指定 [都道府県知事]

（土砂災害のおそれがある区域）

- 情報伝達、警戒避難体制の整備 [市町村長]
- 警戒避難に関する事項の住民への周知 [市町村長]

〈警戒避難体制の整備等〉

- ・市町村地域防災計画への記載
- ・要配慮者利用施設の避難体制
- ・土砂災害ハザードマップの配布等

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県知事]

（建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域）

- 特定の開発行為に対する許可制
対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象）
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

〈建築物の構造規制〉

- ・居室を有する建築物の構造基準の設定（建築基準法）

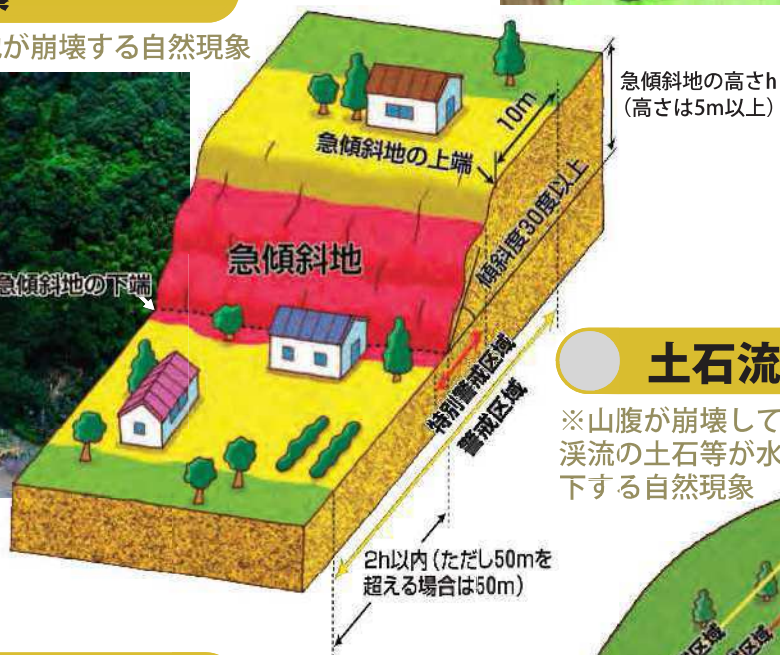
〈移転等の支援〉

- ・住宅金融支援機構の融資
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

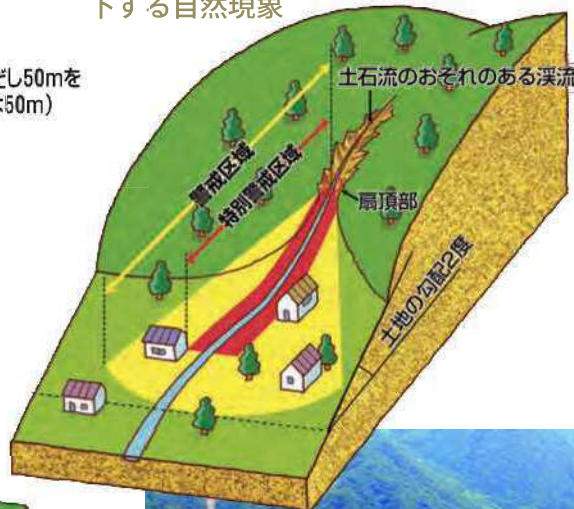
都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。



※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



※山腹が崩壊して生じた土石等又は
溪流の土石等が水と一体となって流
下する自然現象



※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象
又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

警戒区域では

特別警戒区域ではさらに

土砂災害警戒区域

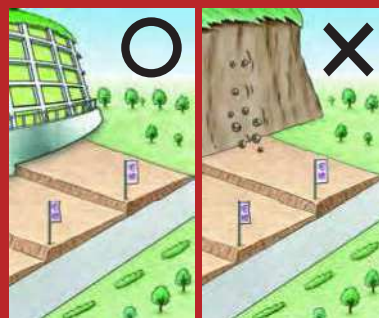
土砂災害のおそれがある区域



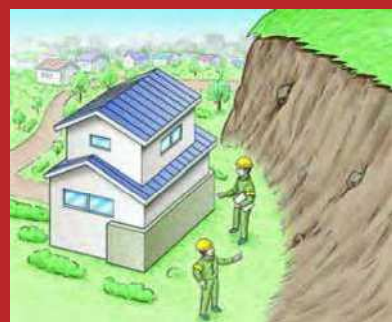
警戒避難体制の整備
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



特定の開発行為に対する許可制
住宅用地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限り許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるように建築確認がされます。
【建築主事を置く地方公共団体等】



建築物の移転勧告
土砂災害時に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

1. 市町村地域防災計画への記載

土砂災害を防止・軽減するためには、土砂災害が生ずるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制

警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を記載するとともに、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。

また、警戒区域内の市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。

3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることが義務づけられています。



4. 宅地建物取引における措置

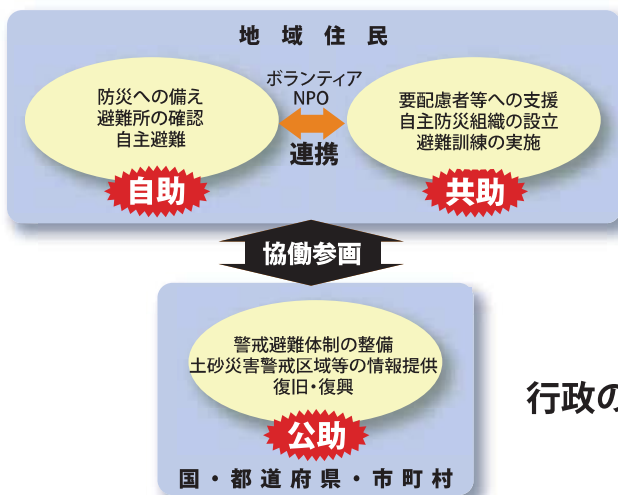
警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害に備えるために

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけましょう。

住民の一人ひとりが、土砂災害に対する確かな判断をし、行動をとるために、行政は、専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。

行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で
土砂災害による人的被害をゼロに。





土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅・宅地分譲等や特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることになります。

2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるように、居室を有する建築物については建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受けることが必要になります。

3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができることになっています。

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

①住宅金融支援機構の融資

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。（融資金利の優遇措置有）

②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

特別警戒区域にある構造基準に適合していない住宅（既存不適合住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

また、特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とした改修への補助制度を実施している自治体もあります。

4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の制限に関する事項の概要について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害防止法のあゆみ



◆平成11年

- 6月29日 「広島災害」（土砂災害発生件数325件、死者24名）
- 7月 8日 建設省防災国土管理推進本部を開催。
「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定

◆平成12年

- 2月 4日 河川審議会答申「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方について」
- 3月14日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」閣議決定
- 4月26日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」に対する
附帯決議可決
- 5月 8日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」公布（平成12年 法律第57号）

◆平成13年

- 3月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」公布（平成13年 政令第84号）
「建築基準法施行令の一部を改正する政令」公布（平成13年 政令第85号）
- 3月30日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則」公布（平成13年 国土交通省令第71号）
- 4月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」施行
- 7月 9日 「土砂災害防止対策基本指針」制定（平成13年 国土交通省告示第1119号）

◆平成15年

- 3月31日 広島県において、全国初の土砂災害警戒区域等の指定を実施（13箇所）

◆平成17年

- 5月 2日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成17年 法律第37号）
- 6月 1日 「水防法施行規則及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
（平成17年 国土交通省令第62号）
- 7月 1日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

◆平成18年

- 9月25日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成18年 国土交通省告示第1131号）

◆平成22年

- 11月25日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成22年 法律第52号）

◆平成23年

- 1月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
（平成23年 政令第10号）
- 4月28日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成23年 国土交通省告示第439号）
- 5月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化
「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」について

◆平成26年

- 8月20日 「広島災害」（土砂災害発生件数166件、死者77名（災害関連死含む））
- 11月19日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成26年法律第109号）

◆平成27年

- 1月15日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」公布（平成27年政令第 6 号）
- 1月16日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成27年国土交通省令第 2 号）
「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成27年国土交通省告示第35号）
- 1月18日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
基礎調査の結果の公表義務付け、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実・強化等

◆平成28年

- 8月 「台風10号による社会福祉施設の浸水被害（岩手県）」（死者9名）

◆平成29年

- 3月31日 土砂災害警戒区域等指定箇所数（全都道府県487,899箇所）
- 5月19日 「水防法等※の一部を改正する法律」公布（平成29年 法律第31号）
- 6月14日 「水防法等※の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成29年 国土交通省令第36号）
- 6月19日 「水防法等※の一部を改正する法律」施行
警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施の義務付け
※土砂災害防止法を含む
- 8月10日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成29年国土交通省告示第752号）



自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充について
 【情報提供】

1 趣旨

本市では、地震火災の被害を抑え、共助による防災活動を活性化するため、自治会・町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し補助を行っています。

このたび、令和7年3月の「横浜市地震防災戦略」の刷新に合わせ、補助対象地域を全市に拡大しましたのでお知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要及び変更点

防災まちづくり活動を更に広く普及させるため、重点対策地域及び対策地域（【参考】参照）のみだった補助対象地域を全市に拡大します。

詳細は別紙「身近なまちの防災施設整備事業補助」をご覧ください。

表 令和7年度以降の補助上限額・補助率（下線部は拡充箇所）

項目		重点対策地域	対策地域	その他
防災広場	補助率	<u>10/10</u> (9/10)	9/10	<u>5/10</u> （なし）
	補助上限額	150万円		<u>75万円</u> （なし）
その他（避難経路、防災設備）	補助率	9/10		<u>5/10</u> （なし）
	補助上限額	30～50万円		<u>15～25万円</u> （なし）

※（ ）内は令和6年度の補助内容

【参考】重点対策地域・対策地域について

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として、延焼危険性が高い地域を対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

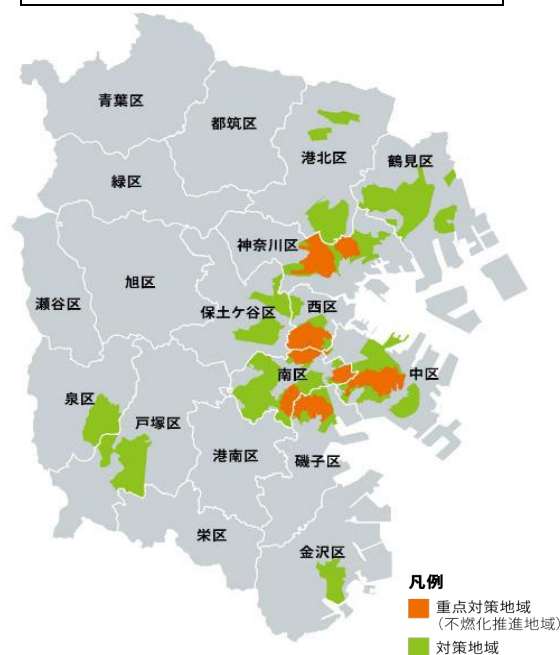
【重点対策地域】

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

【対策地域】

鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部

重点対策地域、対策地域の区域図



(泉区) 対策地域を含む町丁目

白百合一丁目～三丁目
中田北二丁目～三丁目
中田西二丁目～四丁目
中田東一丁目～四丁目
中田南一丁目～五丁目

「身近なまちの防災施設整備事業補助」ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/mijika/>



都市整備局防災まちづくり推進課

担 当 大野、瓦谷

電 話 671-3595

F A X 663-5225

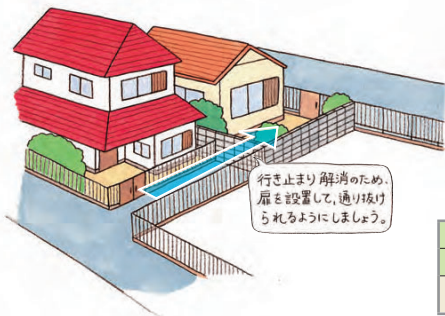
電子メール tb-bousai@city.yokohama.lg.jp

補助の内容

地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「**まちの避難経路**」、いつとき避難のできる「**まちの防災広場**」、災害時に必要な「**まちの防災設備**」の整備等に対し、補助を行います。

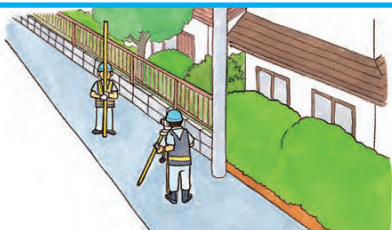
「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の拡幅に向けた中心線の測量、中心杭等の設置
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に関係権利者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること
 ③私道であること^{注1)}

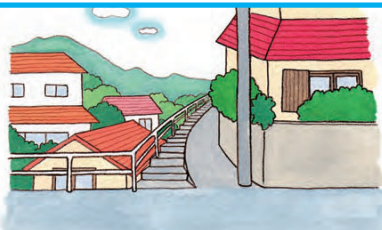
重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

注1)「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」による整備促進路線は除きます

注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

○重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン（防災まちづくりを目的としたものに限る。）に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。

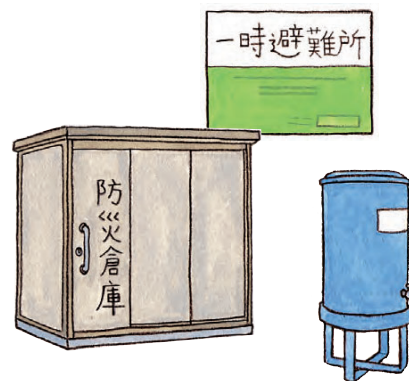
「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消、手すりの設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等のまちの防災設備の設置
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること
 ④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備

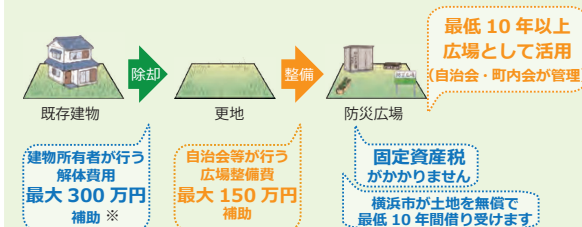


補助対象：まちの防災広場の整備
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること
 ②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること
 ③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	150万円
対策地域 ^{注1)}	10分の9	150万円
その他の地域	10分の5	75万円

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る。）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



〈老朽建築物等の除却費用の補助〉

	補助率	上限額
重点対策地域・対策地域	10分の10	300万円
その他の地域	—	—

※「その他の地域」は対象外です

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

総務局地域防災課長

感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー（簡易型）」の補助制度が、令和 7 年 6 月 1 日より受付を開始します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては 1/2、上限 2,000 円補助します。また、取付支援を全市へ拡大します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日

【申請対象】各世帯ごと

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付支援】市内全域（高齢者・障害者等のみで構成される世帯）

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

船山株式会社（横浜市感震ブレーカー等設置推進事業委託事業者）

TEL：0120-993-918

FAX：0258-25-2782

メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

総務局地域防災課
担当 海野、山羽
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp



感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは**補助**があります！

重点対策地域は**全額補助**！それ以外の地域は**一部補助**します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1

自宅に「感震ブレーカー」
がついているか確認
3ページでご確認！

Step2

感震ブレーカー
を選ぶ

Step3

電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに！

↓ 折り線①

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

← 折り線③

↑ 折り線②

→ 折り線④

9408790

新潟県長岡市稲保4-720-6
横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
受託事業者
船山株式会社 行



最後にセロテープでここをしつかり止めてください。

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



Point

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700 棟**

※横浜市地震被害想定調査報告書(平成 24 年 10 月)より。元禄型 関東地震、冬場の 18 時に発生と想定。

Point

地震火災の 6 割以上は「電気」が原因*です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の
制度を
Check!

Check!

横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4 ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

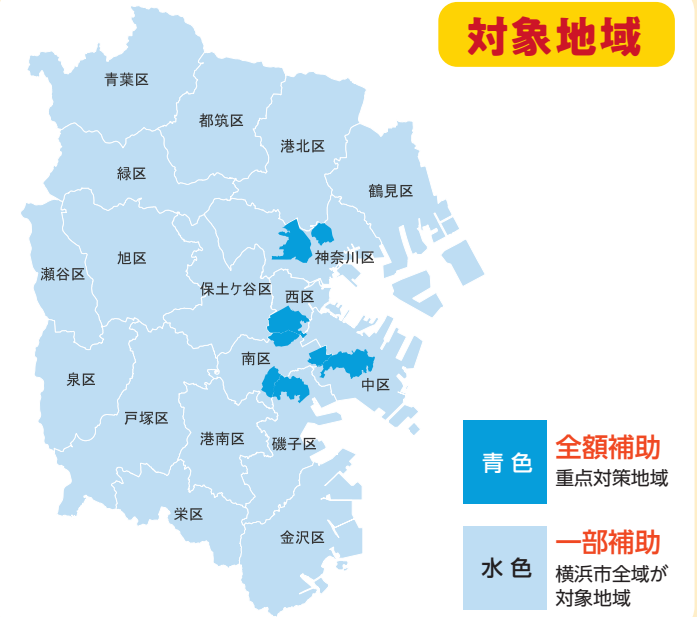
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65 歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64 歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000 件（先着順）

対象地域



重点対策地域とは？

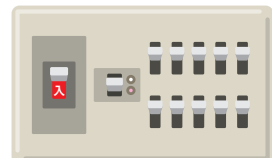
横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

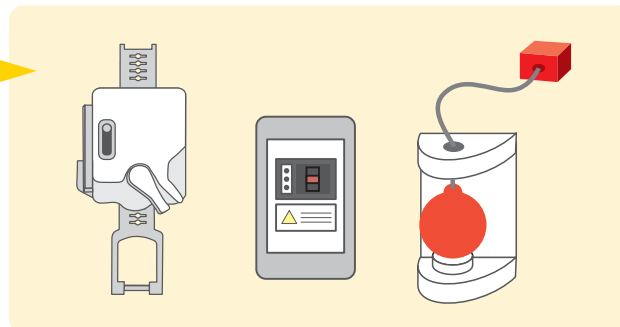
● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目 千代崎町2丁目 千代崎町3丁目 千代崎町4丁目 寺久保 西竹之丸 西之谷町 初音町1丁目 初音町2丁目 初音町3丁目 英町 本郷町1丁目 本郷町2丁目 本郷町3丁目 本牧荒井 本牧町1丁目 本牧町2丁目 本牧溝坂 本牧緑ヶ丘 簗沢 麦田町2丁目 麦田町3丁目 麦田町4丁目 矢口台 山手町 大和町1丁目 大和町2丁目 山元町1丁目 山元町2丁目 山元町3丁目 山元町4丁目 ● 南区	大岡3丁目 庚台 唐沢 山谷 清水ヶ丘 中村町1丁目 中村町2丁目 中村町3丁目 西中町4丁目 八幡町 伏見町 平楽 南太田1丁目 三春台 若宮町1丁目 若宮町2丁目 若宮町3丁目 若宮町4丁目 ● 磯子区 磯子8丁目 岡村1丁目 岡村2丁目 岡村3丁目 岡村4丁目 岡村5丁目 岡村6丁目 滝頭1丁目 滝頭2丁目 滝頭3丁目 中浜町 久木町 広地町 丸山2丁目
旭ヶ丘 浦島丘 神大寺1丁目 神大寺4丁目 栗田谷 斎藤分町 白幡上町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 中丸 西大口 西神奈川3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1丁目 松本町2丁目 松本町3丁目 松本町4丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋2丁目 六角橋3丁目 六角橋4丁目 六角橋5丁目 六角橋6丁目	赤門町2丁目 伊勢町1丁目 伊勢町2丁目 伊勢町3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 境之谷 中央1丁目 中央2丁目 西戸部町1丁目 西戸部町2丁目 西戸部町3丁目 西前町2丁目 西前町3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1丁目 藤棚町2丁目 元久保町 ● 中区 赤門町1丁目 上野町1丁目 上野町2丁目 上野町3丁目 大芝台 大平町 柏葉 北方町1丁目 北方町2丁目 鷺山 竹之丸 立野		

Step1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認 してみましょう

分電盤の近くに
このような器具は
ついていますか？

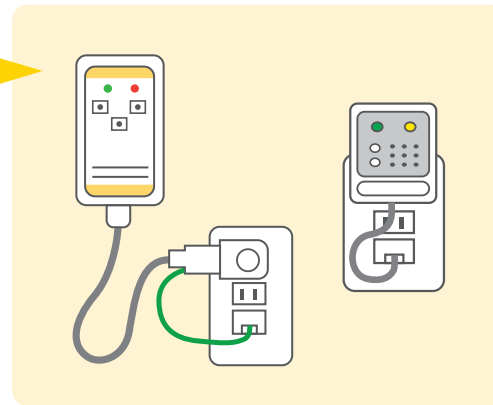


分電盤



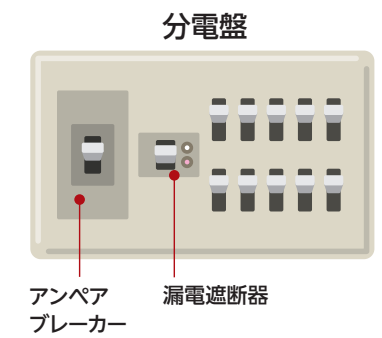
※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

コンセントの近くに
このような器具は
ついていますか？



器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。



- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？
- 漏電遮断器が付いているかどうか？
- コンセントにアース端子があるかどうか？

Step2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください！

コールセンター：0120-993-918
メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	バネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボールⅢ	Ki感震センサー(アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真				
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行き 55	メーカーのホームページでご確認ください。	縦 58× 横 34× 奥行き 28	縦 111× 横 30× 奥行き 45
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	ケー・アイ技術(株) TEL：0598-20-8858
重点対策地域	無償		無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円(送料・税込)		申請者負担額 1,700円(送料・税込)	申請者負担額 3,900円(送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体 を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。 おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセント に差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない(ふたを開けたままであれば取付けできる)。		・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある)	・ 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・ 壁付けするためのスペースが必要 ・ 壁へのネジ止めが必要 ・ アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要 ・ アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・ 100V のコンセントに差込み ・ 適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA 以下

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：0258-25-2782 へ送信
- **E-mail**：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

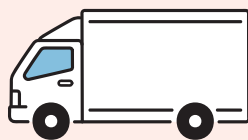
申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
 - 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
 - 届いた器具をご自身で取付けしてください。
- ※配送後に器具の返品や返金はできません。



取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時での対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者がご連絡します。



取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)



注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稲保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は ☒ ⇒ ☐ チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 横浜市 区		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ	

希望する助成制度 (必ず、申請する制度に✓を入れてください)

☐ 器具配送

☐ 器具 + 器具取付

(要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)

希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください)

※重点対策地域の方は無償です。

☐ ヤモリ.....1,800 円

☐ Ki感震センサーアース線タイプ.....3,900 円

☐ ヤモリ・デ・セット.....2,700 円

☐ Ki感震センサー3端子線タイプ.....3,900 円

☐ スイッチ断ボール.....1,700 円

取付希望日
(取付支援を
選択の方)

投函日・送付日より30日後以降
月 日

取付希望
時間帯

☐ 午前 9時～12時 ・ ☐ 午後 12時～18時

3. 同意事項(同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい

- ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。
- ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。
- ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

総務局地域防災課長

家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

自力で家具転倒防止器具を取り付けることが困難な高齢者や障害者等のみで構成される世帯に対し、家具転倒防止器具の取付代行を令和 7 年 6 月 1 日より受付を開始します。

例年の取付代行に加え、令和 7 年度から、家具転倒防止器具購入費の補助を導入します。地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代も全額補助、それ以外の地域に対しては 1/2、上限 2,000 円補助します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日

【申請対象】各世帯ごと

【申請要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

株式会社アイリスプラザユニディ狛江店

(横浜市家具転倒防止対策助成事業委託事業者)

TEL : 03-5438-5511

FAX : 03-5438-5515

総務局地域防災課
担当 海野、寒河江
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1 取付けを
支援します!



2 さらに! 今年度からは
器具代を補助します!



横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの**高齢者・障害者等のみで構成される世帯**のみなさんは**補助**があります!
器具代を**重点対策地域**は**全額補助**! それ以外の地域は**一部補助**します!

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

申請の要件を
満たしているか確認
※詳細は3ページ参照

Step 2

器具を取り付けたい
家具を検討しよう

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日(必着)

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓ 折り線 ①

2018790



東京都狛江市和泉本町4-6-3
横浜市家具転倒防止対策助成事業
横浜事業者
受託事業者
株式会社アイリスプラザ
ユニティ狛江店 行

↑ 折り線 ③

↓ 折り線 ④

↑ 折り線 ②

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

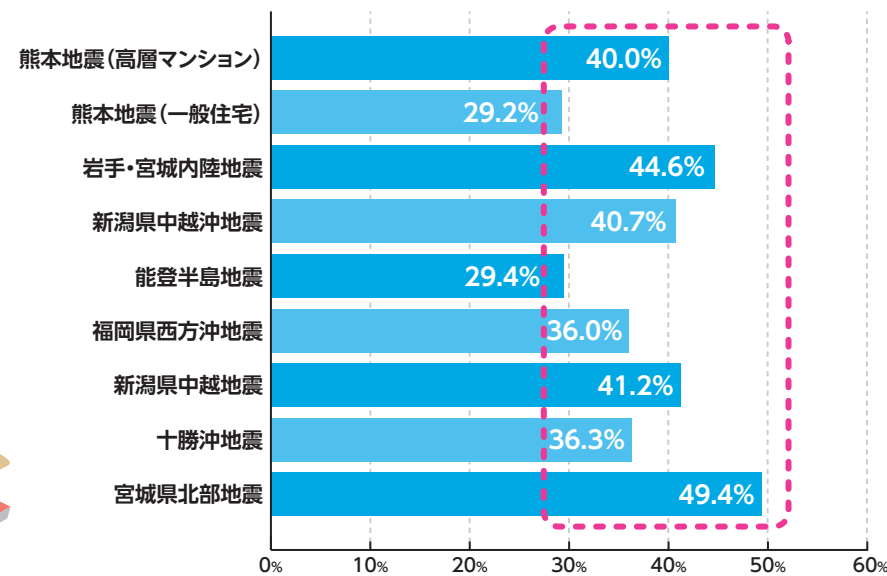
なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害

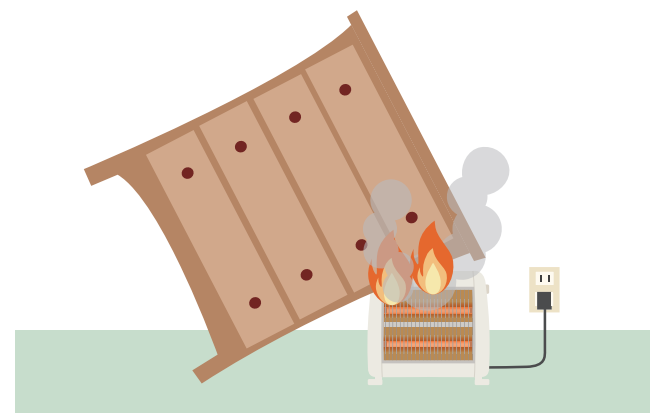


近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁『家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック』より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(出典：国立研究開発法人 防災科学技術研究所)



家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

家具転倒防止器具の取付代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付を無償で代行します！

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域** の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を **全額補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を全額補助します
※予算に達し次第終了

1世帯
家具
2つまで

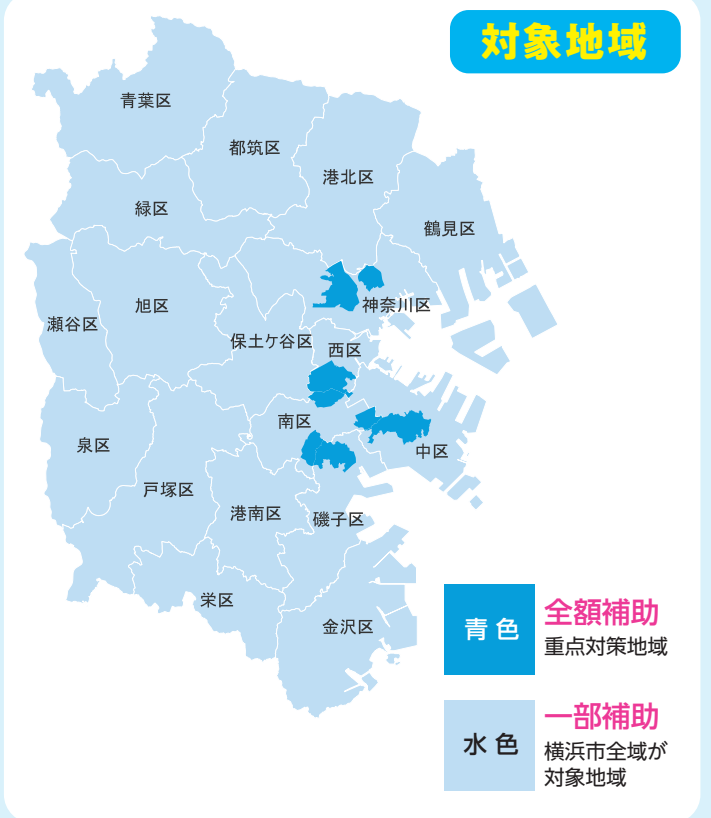
申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域以外** の世帯の方は器具代金を **一部補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を一部補助します
※予算に達し次第終了
4ページにてご確認ください

1世帯
家具
2つまで



重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

●神奈川区

旭ヶ丘
浦島丘
神大寺1丁目
神大寺4丁目
栗田谷
斎藤分町
白幡上町
白幡仲町
白幡西町
白幡東町
白幡南町
白幡向町
中丸
西大口
西神奈川3丁目
二本榎
白楽
平川町
広台太田町
松本町1丁目
松本町2丁目
松本町3丁目

松本町4丁目
三ツ沢上町
三ツ沢下町
三ツ沢中町
六角橋2丁目
六角橋3丁目
六角橋4丁目
六角橋5丁目
六角橋6丁目

●西区

赤門町2丁目
伊勢町1丁目
伊勢町2丁目
伊勢町3丁目
老松町
霞ヶ丘
久保町
境之谷
中央1丁目
中央2丁目
西戸部町1丁目
西戸部町2丁目
西戸部町3丁目

西前町2丁目
西前町3丁目
浜松町
東久保町
藤棚町1丁目
藤棚町2丁目
元久保町

●中区

赤門町1丁目
上野町1丁目
上野町2丁目
上野町3丁目
大芝台
柏葉
北方町1丁目
北方町2丁目
鷺山
竹之丸
立野
千代崎町1丁目
千代崎町2丁目
千代崎町3丁目

千代崎町4丁目
寺久保
西竹之丸
西之谷町
初音町1丁目
初音町2丁目
初音町3丁目
英町
本郷町1丁目
本郷町2丁目
本郷町3丁目
本牧荒井
本牧町1丁目
本牧町2丁目
本牧満坂
本牧緑ヶ丘
簗沢
麦田町2丁目
麦田町3丁目
麦田町4丁目
矢口台
山手町
大和町1丁目

大和町2丁目
山元町1丁目
山元町2丁目
山元町3丁目
山元町4丁目

●南区

大岡1丁目
大岡2丁目
大岡3丁目
庚台
唐沢
山谷
清水ヶ丘
中村町1丁目
中村町2丁目
中村町3丁目
西中町4丁目
八幡町
伏見町
平楽
南太田1丁目
三春台
若宮町1丁目

若宮町2丁目
若宮町3丁目
若宮町4丁目

●磯子区

磯子8丁目
岡村1丁目
岡村2丁目
岡村3丁目
岡村4丁目
岡村5丁目
岡村6丁目
滝頭1丁目
滝頭2丁目
滝頭3丁目
中浜町
久木町
広地町
丸山2丁目

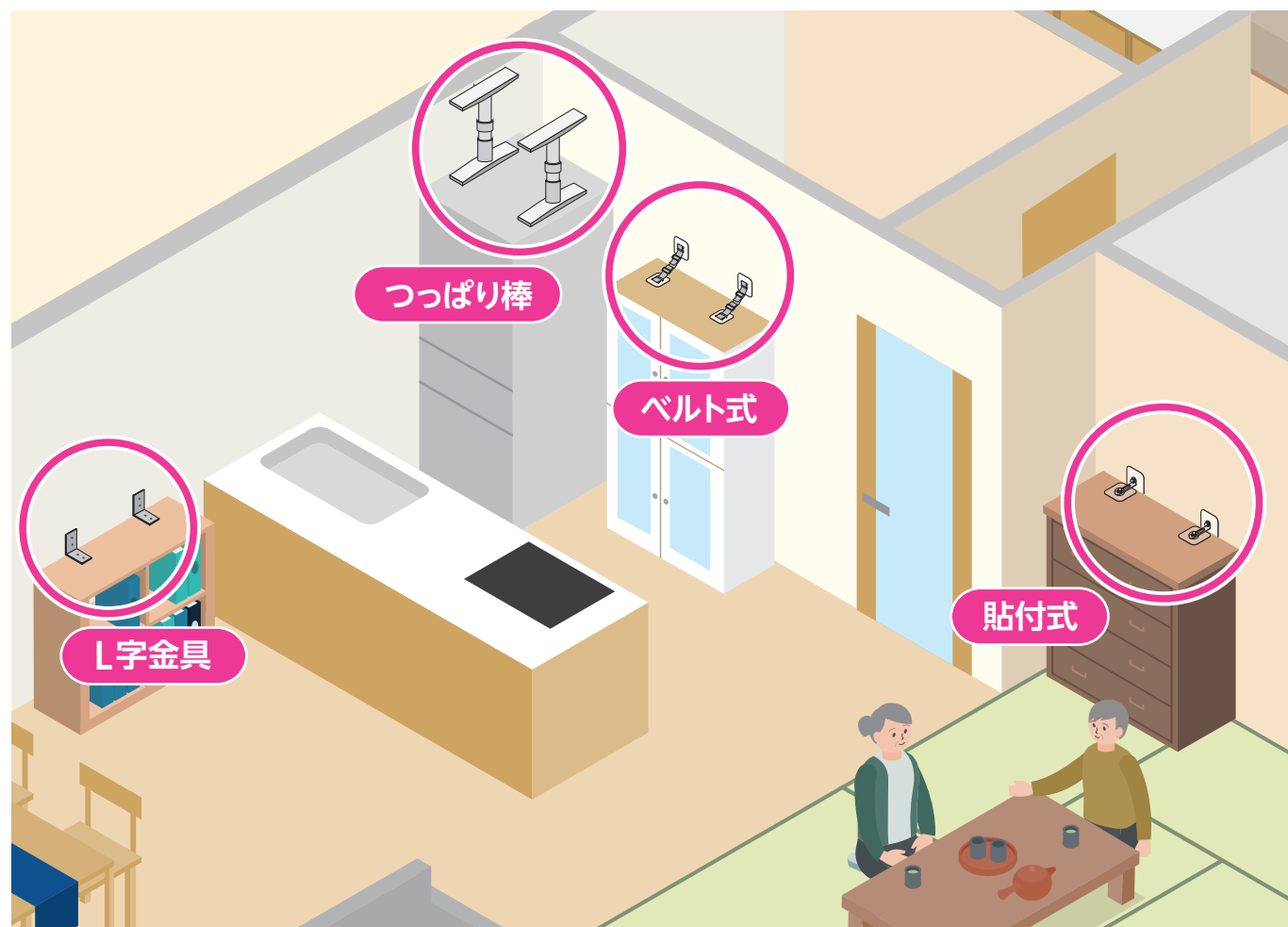
Step1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、
右記のア～カの
いずれかであること

- | | | |
|-----------------------------------|---|--|
| ア
65歳以上 | イ
身体障害者
手帳の交付を
受けている | ウ
愛の手帳
(療育手帳)の交付
を受けている |
| エ
精神障害者
保健福祉手帳の
交付を受けている | オ
介護保険法による
要介護、又は要支援
の認定を受けている | カ
中学生以下
「中学を卒業した方」から「64歳
以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度
対象となりません。 |

Step2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は2つまでとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>



注意

取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 ※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。	取付けの留意事項
つっぱり棒		重点対策地域の方 無償	家具と天井の隙間に取り付けするタイプです。 ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
		重点対策地域以外の方 小: 850円(税込)／個(セット) 中: 935円(税込)／個(セット) 大: 1,045円(税込)／個(セット)	
L型金具		重点対策地域の方 無償	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。 軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 770円(税込)／個(セット)	
ベルト式		重点対策地域の方 無償	壁側にネジで固定します。 壁と本体をベルトで支えるタイプで、「タンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 880円(税込)／個(セット)	
貼付式		重点対策地域の方 無償	耐震ゲルマットを使用します。 免震効果が得られ、壁に穴をあける必要がありません。
		重点対策地域以外の方 1,320円(税込)／個(セット)	

Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- 郵送：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- FAX：03-5438-5515 へ送信

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

取付けまでの流れ ● 混雑状況により申込から取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店の担当者が連絡いたします。

取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参し、相談のうえ決定します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。(重点対策地域の方は無償です。)
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。



注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3
TEL：03-5438-5511 FAX：03-5438-5515 受付時間：平日 10時～17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） <u>同居者全員</u> がいずれかに該当しています。 ☐ 65 歳以上 ☐ 身体障害者手帳等の交付を受けている ☐ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ☐ 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている ☐ 中学生以下
住所	重点対策地域にお住まいの方は☑ ⇒ ☐ 〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切
り
取
り
線

よこはまテレビ・プッシュについて【揭示依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では昨年度からテレビを使った情報伝達サービスに対して補助金を交付する事業を開始し、今年度も継続して補助を実施します。

つきましては、町内会掲示板にチラシをご掲出いただき、災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方へ、補助制度が周知されるよう情報提供をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて揭示物を送付します。

揭示についてご協力をお願いします。

3 補助制度の概要

(1) 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

(2) 対象者

「横浜市民」 かつ 「災害情報の取得に不安を感じている方」

(3) 補助額

初期費用 28,600 円（税込）

（内訳）専用機器代金 16,500 円（税込）

設置設定費用 12,100 円（税込）

(4) その他費用

サービス利用料として、月額 550 円（税込）がかかります。（※）

（※）ご利用には、インターネット環境が必要になります。

4 お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

（電話） 03-6670-2114（受付時間 9:30～18:00 土日祝 除く）

（メール） info@itscom.jp



総務局緊急対策課

担当 中尾、山口

電話 045-671-2143 /FAX 045-641-1677

メール so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp

災害情報を テレビに お知らせ



横浜市

横浜市からお知らせ

災害情報の取得に
不安を感じている方のために
よこはまテレビ・プッシュ

テレビが自動でオン！



電源オフ

zzz

緊急



よこはまテレビ・プッシュを設置すると...

- ・ ご自宅のテレビで災害時の緊急情報を受け取れます。
- ・ 緊急情報(緊急地震速報など)が発表されると、テレビの電源を自動で起動してお知らせします。
- ・ その他、降雨アラームや電車運行情報などの日頃の生活に役立つ情報も配信します。

横浜市が**初期費用28,600円(税込)**を**全額補助**！
月額550円(税込)で利用できます！

よこはまテレビ・プッシュの補助金について

事業目的 緊急地震速報などの情報が即時かつ的確に届き、迅速な避難行動がとれるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。

対象者 横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方

補助内容 初期費用28,600円(税込)(専用端末代、設置設定費)を横浜市が全額補助
※補助上限に達し次第終了

※ よこはまテレビ・プッシュはイツ・コミュニケーションズ株式会社のサービスです。

※ 初期費用とは別に、**毎月550円(税込)**の利用料がかかります。

※ よこはまテレビ・プッシュのご利用には、インターネット環境が必要です。

お申込み・お問い合わせ：
イツ・コミュニケーションズ株式会社

事業に対するお問い合わせ：
横浜市総務局緊急対策課



☎ 03-6670-2114 (9:30-18:00 土日祝 除く)

☎ 045-671-2143 (9:00-17:00 土日祝 除く)

「デジタルプラットフォーム」を活用した全区での市民意見募集【情報提供】

1 事業の趣旨

今後の施策や事業の参考にさせていただくため、「デジタルプラットフォーム」を活用して、お住まいの区に関する「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」といった自由なご意見・アイデアを募集します。

つきましては、会長様をはじめ、多くの方のご参加をお待ちしております。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 全区での市民意見募集の概要

(1) 募集期間 6 月 11 日(水)10:00～7 月 10 日(木)23:59

(2) ご意見・アイデアの投稿先

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/kocho/dp/dp.html>

※募集開始日時になりましたら、当ページからのアクセスが可能となります。



4 ご参加いただける方

市内にお住まいの方。

※意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインすることが必要です。

※投稿できるのは、お住まいの区に関するご意見・アイデアです。

5 参考資料

チラシ（泉区版）

市民局区連絡調整課

担当 佐藤、折原、太田

電話 045-671-2088 /FAX 045-664-5295

メール sh-kuyosan@city.yokohama.lg.jp

市民局広聴相談課

担当 會田、澤川、黒木

電話 045-671-2335 /FAX 045-212-0911

メール sh-kochosodan@city.yokohama.lg.jp

あなたのご意見・アイデアで 泉区をもっと良くしませんか?



お住まいの泉区について、「こんなまちになったらいいな」
「こんなことができたらいいな」というようなことを
デジタルプラットフォーム「Surfvote」にご投稿ください!
今後の施策や事業の参考にさせていただきます。

参加はこちらから

アクセス

「Surfvote」では他の投稿者の意見を見て、ご自身の意見を考えることができます。



※ 意見投稿する際の注意事項 ※

意見投稿は、事前にユーザー登録をして、
ログインする必要があります。

サイト内の「利用規約」を確認・同意のうえで、
ご参加ください。

同様の意見募集は横浜市全区で実施中です。
他区在住の方もこちらからアクセスしてください。



#住むなら泉区

意見募集期間

2025 **6.11** (水) 10:00 ~ **7.10** (木) 23:59

お問合せ

▶ 区役所での意見募集について

横浜市 市民局区連絡調整課

Tel : 045-671-2088

Fax : 045-664-5295

▶ 意見募集プラットフォームについて

横浜市 市民局広聴相談課

Tel : 045-671-2335

Fax : 045-212-0911

▶ 泉区役所の事業について

泉区役所 区政推進課

Tel : 045-800-2337

Fax : 045-800-2506



泉区連長会資料
令和7年5月19日
泉区区政推進課

地区連合自治会町内会長 様

泉区区政推進課長

令和7年度泉区運営方針について（報告）

日頃から、泉区及び横浜市政の推進にご尽力いただきましてありがとうございます。
令和7年度泉区運営方針を策定いたしましたので、ご報告いたします。

「みらいへ進もう！ 地域とともに」を基本目標とし、引き続き、区民の皆さまと一緒に、持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

区政推進課企画調整係

担当：志澤・川上

電話：800 - 2331

FAX：800 - 2505



泉区運営方針



泉区マスコットキャラクター いっずん

I 基本目標

みらいへ進もう！地域とともに

地域の皆様に泉区に住み続けたい、「住むなら泉区」と実感していただき、「子育てに優しいまち泉区」を目指し、あらゆる世代がいきいきと暮らせる持続可能なまちづくりを進めていきます。



子育てに優しいまち泉区

II 目標達成に向けた施策

横浜市中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ココハマ」を踏まえ、以下の施策を展開していきます。

1 にぎわいの創出と発信による魅力づくり

ゆめが丘地区の新たなにぎわいを泉区全体に波及させるべく、農や伝統文化など、泉区ならではの魅力を区内外の方々に発信し、交流人口の増加や愛着心を高めるシティプロモーションを行います。

また、深谷通信所跡地などの地域特性を生かしたまちづくりを進めます。令和8年度の区制40周年や定住・転入に向けた取組を、多様な主体と連携し推進します。

2 区民の皆様とともに育む持続可能な地域づくり

地域の様々な活動に、将来を担う子どもたちが参画する風土をさらに醸成し、多世代交流や地域活動の活性化を図るとともに、地域主体の地域運営が行われるよう、地域支援チーム（泉区役所・社会福祉協議会・地域ケアプラザ職員で構成する支援体制）による支援を強化します。

また、GREEN×EXPO 2027開催の機運醸成と併せたグリーン社会の実現への行動変容を促す取組や、商店街のにぎわいづくりを推進します。

3 安全・安心のまちづくり

新たな地震防災戦略等を踏まえ、防災に関する「自助」「共助」の意識醸成を図るなど、区の防災に対する取組を強化します。また、防犯対策や感染症対策、道路等のインフラ施設の適切な維持管理など、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

4 あらゆる世代がいきいきと暮らせる繋がりづくり

誰もが安心して暮らせるまちをつくるため、第5期泉わくわくプラン（泉区地域福祉保健計画）の策定や泉区アクションプランを推進します。「子育てに優しいまち泉区」を目指し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実、子育て支援活動の認知度向上と利用促進に向けた取組などを実施します。

また、障害児・者の理解促進と社会参加支援に向けた取組を推進します。

5 信頼される区役所づくり ～チーム泉～

最も身近な行政機関として、基幹業務にしっかりと取り組みます。質の高いサービス提供により、区民の皆様の生活を支え、信頼される行政運営を推進します。

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

○区民の皆様の信頼に応えます！

職員一人ひとりが、区民の皆様の「声」に耳を傾け、気持ちに寄り添い、ニーズを的確に捉えて区政に反映するとともに、正確で親切・丁寧な行政サービスを提供していきます。

○区役所全体で地域支援に取り組みます！

区役所の各部署が連携して、地域の皆様と顔の見える関係を深め、地域の状況や課題を一体的に把握します。各部署の専門性を活かしながら、区役所全体で地域支援・地域課題の解決に取り組んでいきます。

○「チーム泉」一丸で取り組みます！

市民目線とスピード感、全体最適の視点で、部・課の垣根を超えて「チーム泉」一丸となり区政を推進し、多様な課題に対応します。職位や所属に捉われず、タテ・ヨコのコミュニケーションを図り、一体感の醸成、組織力の強化を進めます。

主な取組（Ⅱ 目標達成に向けた施策）

1 にぎわいの創出と発信による魅力づくり

○泉区ならではの魅力発信＜中期計画：テーマ 03 戦略 5 政策 26＞

- ・「泉区に住み続けたい」「住むなら泉区」「子育てに優しいまち泉区」と感じていただくため、区民をはじめとする多様な主体とともに、居住地として選ばれる魅力づくりと泉区の暮らしやすさの情報発信を進めます。
- ・ゆめが丘の大規模商業施設を活用したイベント等の開催や、泉区内を周遊し地域の魅力を体感できるようなスタンプラリー等を実施します。
- ・令和 8 年度の区制 40 周年に向けて、プレイベントの開催など機運醸成に取り組めます。40 周年をきっかけに、泉区に対する関心や愛着が高まるよう、地域の皆様とともに準備を進めます。

○伝統文化の保存・普及・継承＜中期計画：テーマ 04 戦略 6 政策 30＞

- ・泉区が誇る伝統文化である横浜いずみ歌舞伎、太鼓・お囃子、相模風の保存や普及と継承を担う泉伝統文化保存会の活動を支援します。

○「農」の魅力発信＜中期計画：テーマ 04 戦略 7 政策 32＞

- ・区内農家や地産地消に関する情報を、様々なコンテンツで発信します。
- ・地産地消マルシェや農体験等のイベントを開催し、区民等が農に触れ、身近に感じられる機会を創出します。
- ・農がサブテーマの一つとなっている GREEN×EXPO 2027 の期待感や高揚感の醸成にも繋がります。



＜ソラトスイバント＞



＜横浜いずみ歌舞伎＞



＜地産地消マルシェ＞



2 区民の皆様とともに育む持続可能な地域づくり

○「泉わくわく応援隊」＜中期計画：テーマ 02 戦略2 政策9＞

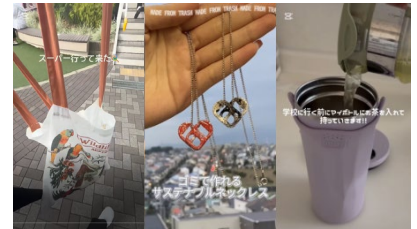
- ・小中学生の頃から地域活動に興味・関心をもって参加してもらえるよう、子どもと地域・活動団体をつなぐボランティア制度「泉わくわく応援隊」を実施し、地域活動の活性化や多世代の交流につなげます。



＜和泉中央地区ふるさと祭り＞

○グリーン社会の実現に向けて＜中期計画：テーマ 05 戦略3 政策 18・19＞

- ・フェリス学院大学と協働し、若者世代の柔軟な発想を取り入れながら、区民目線で身近な脱炭素行動の普及啓発に取り組みます。
- ・エコキャンペーンや民間企業と連携したワークショップ等の子ども向けイベントを通じて、各家庭で脱炭素化への行動変容につながる取組を実施します。
- ・食品ロスの削減を区内関係団体等と連携して推進します。



＜環境啓発動画＞

○GREEN×EXPO 2027 の機運醸成＜中期計画：テーマ 04 戦略7 政策 31・32＞

- ・GREEN×EXPO 2027 の期待感と高揚感を高めるため、多様な世代や関心をお持ちの方にご参加いただけるイベントの開催に加え、泉区の重要な地域資源である水・緑環境を生かしながら、区民の皆様とともに開催を盛り上げていきます。
- ・花苗の配布など、愛護会の皆様の活動支援等も行い、区内の豊かな緑環境を保全・拡大することで、緑あふれる泉区を体現していきます。



＜ふれあいまつりでの PR＞



＜公園愛護会の活動＞



＜パナーフラッグの設置（庁舎前）＞

○商店街のにぎわいづくり＜中期計画：テーマ 03 戦略4 政策 20＞

- ・商店街のにぎわいづくりと活性化に向けて、泉区商店街連合会加盟の飲食店と協働した「いっずんカレー」等のコラボキャンペーンを実施します。
- ・商店街プレミアム付商品券等の関係局が実施する事業も含め、区内商店街のにぎわいづくりや消費喚起への取組を支援します。



＜いっずんカレー＞



＜プレミアム付商品券＞

3 安全・安心のまちづくり

○地域防災力の向上と防災体制の整備強化＜中期計画：テーマ 05 戦略8 政策 35＞

- ・災害時を想定し、区役所と地域防災拠点や関係機関等が連携した訓練を実施するとともに、各地域防災拠点の状況に応じた支援を通じて、区の災害対応能力の向上を図ります。
- ・地域防災活動への参加促進を目的としたイベントの実施や、地域における自助・共助の取組への支援を通じて、地域防災の担い手の確保・育成を図ります。
- ・多様な広報手段を活用した情報発信により、防災意識の向上を図ります。
- ・大雨や大雪時には適切な体制を整え対応し、防災、減災を図ります。

○防犯対策＜中期計画：テーマ 02 戦略2 政策 9＞

- ・地域・団体・事業者の自主防犯活動を支援します。
- ・防犯に関する啓発活動や講習会等を行い、区民の防犯意識の向上を図ります。
- ・登下校時間にパトロールを行うことで、児童や生徒を狙った犯罪を未然に防ぎます。

○インフラ施設の維持管理＜中期計画：テーマ 03 戦略9 政策 38＞

道路、河川、下水道、公園等を安全・快適に利用できるよう、道路パトロール・河川点検・下水道管内調査・公園遊具点検といった日常の点検、修繕等を適切に行います。

○多言語化の取組＜中期計画：テーマ 02 戦略2 政策 11＞

引っ越しの手続き案内資料を多言語化し、文字を大きくするなど区民の皆様へ寄り添った対応を進め、安心して住みやすい泉区を目指します。



＜地域防災拠点での訓練＞



＜地域と連携した合同防犯パトロール＞



＜道路の設備修繕＞

4 あらゆる世代がいきいきと暮らせる繋がりづくり

○誰もが安心して自分らしく暮らせるまちへ＜中期計画：テーマ 02 戦略2 政策 10＞

- ・第5期泉区地域福祉保健計画の策定に向け、地域の方や関係機関と議論しながら区計画の策定を進めます。また、地域住民が主体となって策定する地区別計画の作成を支援します。
- ・泉わくわくプラン（泉区地域福祉保健計画）を区民の皆様へ知っていただくために、パネル展示やワークショップを行うイベントを開催します。
- ・泉区アクションプランを推進し、認知症への理解を深める映画上映会を開催する等、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりに取り組みます。
- ・区内障害福祉事業所を巡るシールラリーの開催など、障害等への理解を広め、障害児・者の社会参加促進を支援します。



＜推進イベント＞

○子育てに優しいまち泉区＜中期計画：テーマ 01 戦略1 政策 1・2＞

- ・地域子育て支援拠点「すきっぷ」にアクセスしやすい地域に出向いて、親子の居場所（おやこであそぼう！すきっぷ出張ひろば@かがやき）を開催します。
- ・子育て支援施設を巡るシールラリーを開催し、地域施設の利用促進及び充実を図ります。
- ・乳幼児期から思春期にかけて、自己肯定感を高め、自分の人生を豊かに育むための教育を行い、子どもの健やかな成長を応援します。
- ・子どもの交通事故未然防止を目指し、地域の皆様とともに通学路の交通安全対策を推進します。



＜泉ふれあいシールラリー＞



＜子育て応援マーク＞

5 信頼される区役所づくり ～チーム泉～

総務課

「チーム泉」の一体感の醸成、組織力の強化に取り組めます。防災・減災の取組を進め、区民の皆様の安全・安心をお守りします。利用しやすい区庁舎環境整備、適正な予算管理、選挙・統計業務を進めます。

区政推進課

区内各課、地域の皆様や多様な主体と連携し、居住地として魅力的なまちづくりを進めます。



地域振興課

住民同士のつながりと安全・安心なまちづくりのため、自治会町内会や地域団体等の活動を支援します。



戸籍課

戸籍や住民登録などを行う身近な窓口として、親切・丁寧で分かりやすいご案内に努めます。また、マイナンバーカードの交付・更新に適切に対応し、行政手続のデジタル化の基盤を支えています。

税務課

個人情報保護に配慮し、市税の公平、適正な賦課徴収を実施します。また、市民・納税者の皆様の視点に立ち、分かりやすい説明を心掛け、お客様の満足度向上に取り組めます。

区会計室

会計事務を迅速・正確に行い、職員の会計知識向上を図りながら、各課の事業をサポートします。また、窓口対応やお問合せには、分かりやすい説明で親切・丁寧に対応をします。

福祉保健課

互いに支え助けあうまちを目指し、関係機関等と連携しながら地域で活動する方々を支援していきます。また、心身ともに健やかな生活を送るために、健康づくりの取組を進めます。

生活衛生課

食と薬の安全、快適な生活環境、ペットの適正飼育と防災対策等について、分かりやすく正確な情報をお伝えし、地域の皆様の安全・安心な生活をサポートします。

高齢・障害支援課

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域や事業者、協力機関等と連携して、サポートを行います。



こども家庭支援課

妊娠期から子育て期の、子どもとその家族への切れ目のない支援を、関係機関と連携して丁寧に行うことで、一人ひとりの子どもたちの健やかな成長を支えます。



生活支援課

生活にお困りの方に対し、職員一丸となって一人ひとりに寄り添いながら適切にサポートします。学習支援、生活支援等を通じて生活保護や困窮世帯の子どもたちの将来の自立に向けて支援します。

保険年金課

国民年金や国民健康保険などを安心して利用できるように、お客様の立場に配慮した親切で丁寧な対応、「正確」で「分かりやすい」説明を行います。

保育園(和泉・北上飯田)

安心できる環境の中で、一人ひとりの主体性を大切に保育し、地域に向けても楽しい子育ての応援をしていきます。また、各保育・教育施設と連携し、区全体の保育の質の向上を図ります。

泉土木事務所

インフラ管理のプロとして、社会変化を的確に捉え、地域とともに、道路、河川、下水道、公園を適切に管理します。また、災害時の被害の最小化に全力で取り組みます。

鋼管ポール防犯灯の全数点検について

【お知らせ】

市連会 5 月定例会説明資料
令和 7 年 5 月 12 日
市民局 地域防犯支援課

(1) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御協力について

横浜市で維持管理している、市内約 2 万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。

- ・点検スケジュール：令和 7 年 6 月～令和 8 年 1 月
- ・点検業者：株式会社カワデン

横浜市 鋼管ポール調査

発行：横浜市 市民局 地域防犯支援課

- ※ 点検の際、作業員は横浜市の腕章（青）を着用し、証明書を持参します。
- ※ 点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。
- ※ 点検結果は別途お知らせします。

穴があいていたら即時撤去し、お知らせします。

- ① 近くに、灯具を設置できる電柱があれば、移設出来ます。

⇒ 移設に関する書類の提出をお願いします。

- ② 鋼管ポールの建替え等については、別途協議^(*)させていただきます。

* 現在、鋼管ポールを建替える場合は、基礎を大きく（直径 50cm 地中深 1m）する必要があるため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に建替えできない場合もあります。

見守り活動により、劣化したポールを発見した場合は、情報提供をお願いします。



(2) 電線の安全確保について

併せて、市で管理する電線（鋼管ポール同士をつなぐ電線）についても点検します。

- ① 電線に樹木が接触している場合や、草木が絡みついている場合は電線を一時撤去し、お知らせ致します。
- ② 土地所有者や自治会町内会により、樹木や草木の剪定をしていただきましたら、電線を復旧致しますので区の地域振興課までご連絡下さい。



裏面に、「緊急補助金」を活用した地域による灯りの確保について、記載しています。

(3) 地域の防犯力向上緊急補助金を活用した灯り(センサーライト)の設置方法

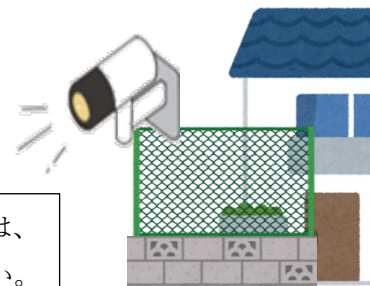
① 設置場所の検討・決定

自治会町内会でどこに設置するかを話し合い、決定します。

設置例: 民家のフェンスやベランダにセンサーライトを設置し、公道を照らす。

注意: 灯具を設置する際には、特に付近にお住まいの方へ、事前に説明し、了承してもらうことが大切です。

取組の参考となる防犯関連サイトは、左下の QR コードからご覧ください。



② 設置許可の取得

設置する場所の土地所有者へ設置許可(占有許可)を取ります。

例: 公道の場合は区土木事務所、私有地の場合は土地所有者等



③ 商品の購入・工事委託

商品を購入(または工事委託)し、自治会町内会宛の領収書をもらいます。



④ 申請書類の提出

受付センターに申請書、領収書を提出します。**(10/31 期限)**



⑤ 決定通知の受領・請求書の提出

申請書類を提出したら、決定通知と共に請求書が自治会町内会へ届きます。

請求書を受付センターに提出します。**(12/26 期限)**



⑥ 補助金の振り込み

請求書に記載の口座に補助金が振り込まれます。

※センサーライト設置後にかかる維持管理費(電気代など)については、地域活動推進費補助金の対象となります。

お問合せ:防犯緊急補助金受付センター(市委託事業者) ☎ 045-550-5125

【参考】 検索 地域の防犯力向上緊急補助金 🔍

※ 申請様式や防犯関連サイトを掲載しています。



<担当>

横浜市市民局地域防犯支援課

電話:045-671-3709 FAX:045-671-0734

E-mail:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

(鋼管ポール防犯灯全数点検調査に関すること:石橋、伊藤)

(地域の防犯力向上緊急補助金に関すること :小野寺、早野)

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

1 趣旨

4月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシが完成しましたので、配付します。引き続き、補助金の活用について御検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 チラシについて

別添のとおり

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2／3	60 万円
省エネエアコン	2／3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2／3	200 万円 ※2

予算上限に達し次第、
受付を終了します。
申請はお早めをお願いします。

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



（市 WEB ページ）

補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 佐藤、高橋、笹尾

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734



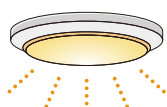
横浜市は 2030 年度までの
温室効果ガス排出量 50%
削減を目指しています

自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象
製品

LED照明器具



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4つ以上

業務用

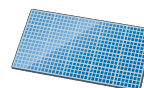
トップランナー基準達成製品

対象
製品

断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

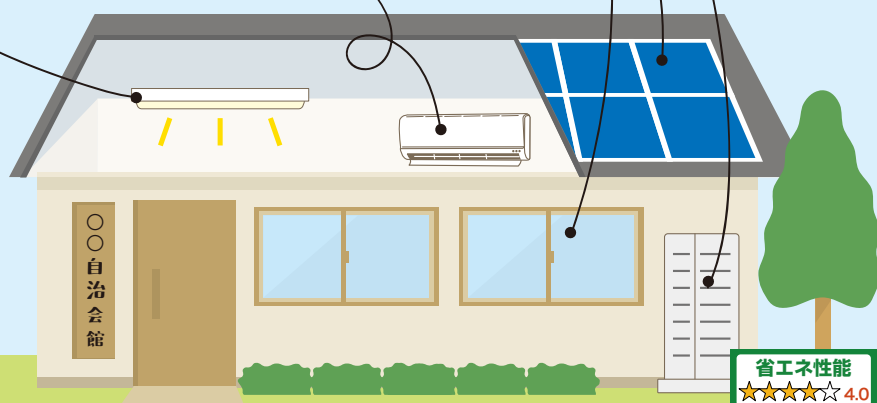
いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「募集案内」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

省エネ性能
★★★★☆4.0

対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会**（地区連合町内会を含む）

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と
している町内会等も補助対象となる場合があります。

詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 **7** 年 **9** 月 **30** 日 **火** まで

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

令和 7 年 12 月までの整備が対象

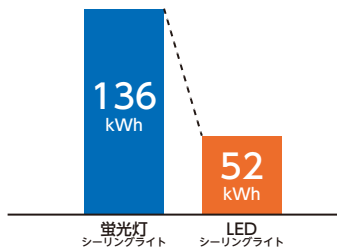
LED 照明器具

年間 CO₂排出量 1台あたり約 **38kg** 削減！

年間電気代

約 **2,600 円** おトク！

年間消費電力量 (kWh/年)



出典：スマートライフおすすすめBOOK2023 年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

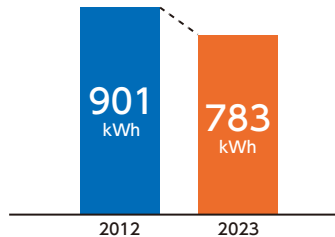
エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり約 **53kg** 削減！

年間電気代

約 **3,700 円** おトク！

年間消費電力量 (kWh/年)



出典：スマートライフおすすすめBOOK2023 年度（2012 年製品の年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
（施工前との比較）年間 CO₂排出量約 **340kg** 削減！

年間電気代

約 **23,600 円** おトク！

出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
 ※経体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出
 ※戸建て、窓 10 枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法：

Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）

申請期限：

令和7年9月30日（火）

なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和7年12月26日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話

045-451-7740

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール

yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。
 相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

一斉改選に伴う民生委員・児童委員 及び主任児童委員の推薦について

推薦事務説明会を6月中旬に開催します

3年に1度の民生委員・児童委員及び主任児童委員一斉改選（以下「一斉改選」という。）を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

一斉改選はどのようなスケジュールで実施されるの？

5月下旬に、泉区役所より（連合）自治会町内会長あてに一斉改選関係書類をお送りします。

一斉改選に関する手続等は、そちらの書類をご確認ください。

民生委員・児童委員は自治会町内会、主任児童委員は連合自治会町内会を単位として推薦準備会の開催と、所定の書類をご提出いただく必要があります。

一斉改選関係書類の区役所提出締切は、**8月20日（水）**です！
ご協力よろしくお願いします。

手続の進め方等、不安があるのですが…？

推薦事務説明会を6月に2回開催します。

参加は任意です。推薦依頼の書類をお送りする際にご案内文と申込書を同封します。

全体での質疑応答も実施しますが、個別相談も承ります。

お気軽にご参加ください。

■ 開催日時【どちらの回も内容は同じです】

- ① 6月12日（木）14時から15時まで（泉区役所4階4ABC会議室）
- ② 6月14日（土）11時から12時まで（泉区役所4階4ABC会議室）

■ 参加対象

（原則）新任もしくは民生委員・児童委員等の推薦経験をお持ちでない（連合）自治会町内会の会長、役員

※代理の方の出席も可能です。複数名でお越しいただいても構いません。

■ 内容

- ① 推薦準備会開催の流れ・推薦書類の記載方法について
- ② 候補者の推薦に係る留意事項、民生委員の活動について
- ③ その他（質疑応答・個別相談等）

民生委員・児童委員及び主任児童委員一斉改選に関するお問合せは…

泉区福祉保健課運営企画係（電話：800-2401／メール：iz-unei@city.yokohama.lg.jp）

一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 7 年 12 月 1 日を委嘱日として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。

令和 7 年 2 月の市連会定例会にてご報告させていただきました民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策についても、順次、取組みを進めてまいりますので、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

3 依頼事項

(1) 推薦準備会の開催

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦

(3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

<手続きの流れ>

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
開催時期	6 月から 8 月にかけて、各地区で開催をお願いします。 ※具体的な推薦手続については、5～6 月に各区福祉保健課から自治会町内会長、地区連合町内会長あてご案内いたします。	
書類の提出	候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区福祉保健課にご提出ください。	
委嘱日	令和 7（2025）年 12 月 1 日	

4 推薦準備会開催にあたってご留意をお願いしたい事項

(1) 地区で推薦準備会※を開催し、協議のうえ候補者を推薦してください。

【負担軽減・活動支援策】

※令和7年12月の一斉改選より、以下の条件を満たしたとき、(連合)地区推薦準備会の設置を省略することが可能(設置も可能)となります。なお、民生委員で候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。

【条件】 下記3つの条件を満たしたときのみ、地区推薦準備会の設置を省略することが可能

- ① 全候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ② 自治会町内会等（地区連合自治会町内会等）の代表が現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意している
- ③ 地区民児協の代表が現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意している

(2) 候補者の選考にあたっては、資格要件（適任者、年齢要件、居住要件（資料4参照））をご確認ください。

【年齢要件の特例について】

※民生委員については、令和7年12月の一斉改選より、候補者の選出が困難な場合に限り、1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の方とすることができます。（条件あり）

【条件】 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。

- ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある
- ③地区民児協の代表（会長）の同意がある

※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める

(3) 新たな候補者には、民生委員・児童委員及び主任児童委員業務について、十分な御説明をお願いします。

(4) 推薦準備会推薦人の選出について、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしておりますので、御留意ください。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について、他の推薦人に御説明いただくことや、推薦準備会における疑義等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須としています。

5 チラシのご活用について（資料6）【負担軽減・活動支援策】

民生委員・児童委員をご紹介しますチラシ「やってみませんか？民生委員・児童委員」を令和7年1月に作成しました。候補者をお探しいただく際などにご活用ください。

6 バトンタッチサポーター（仮称）について（資料7）【負担軽減・活動支援策】

令和7年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、希望する地区にバトンタッチサポーター（仮称）制度を導入します。

7 添付資料

- (1) 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程（資料1）
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の受付図（資料2）
- (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料3）
- (4) 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（資料4）
- (5) 令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数 一覧（資料5）
- (6) 「やってみませんか？民生委員・児童委員」チラシ（資料6）
- (7) バトンタッチサポーター（仮称）制度について（資料7）

担当：健康福祉局地域支援課 阿部、下山

TEL：671-4046、FAX：664-3622

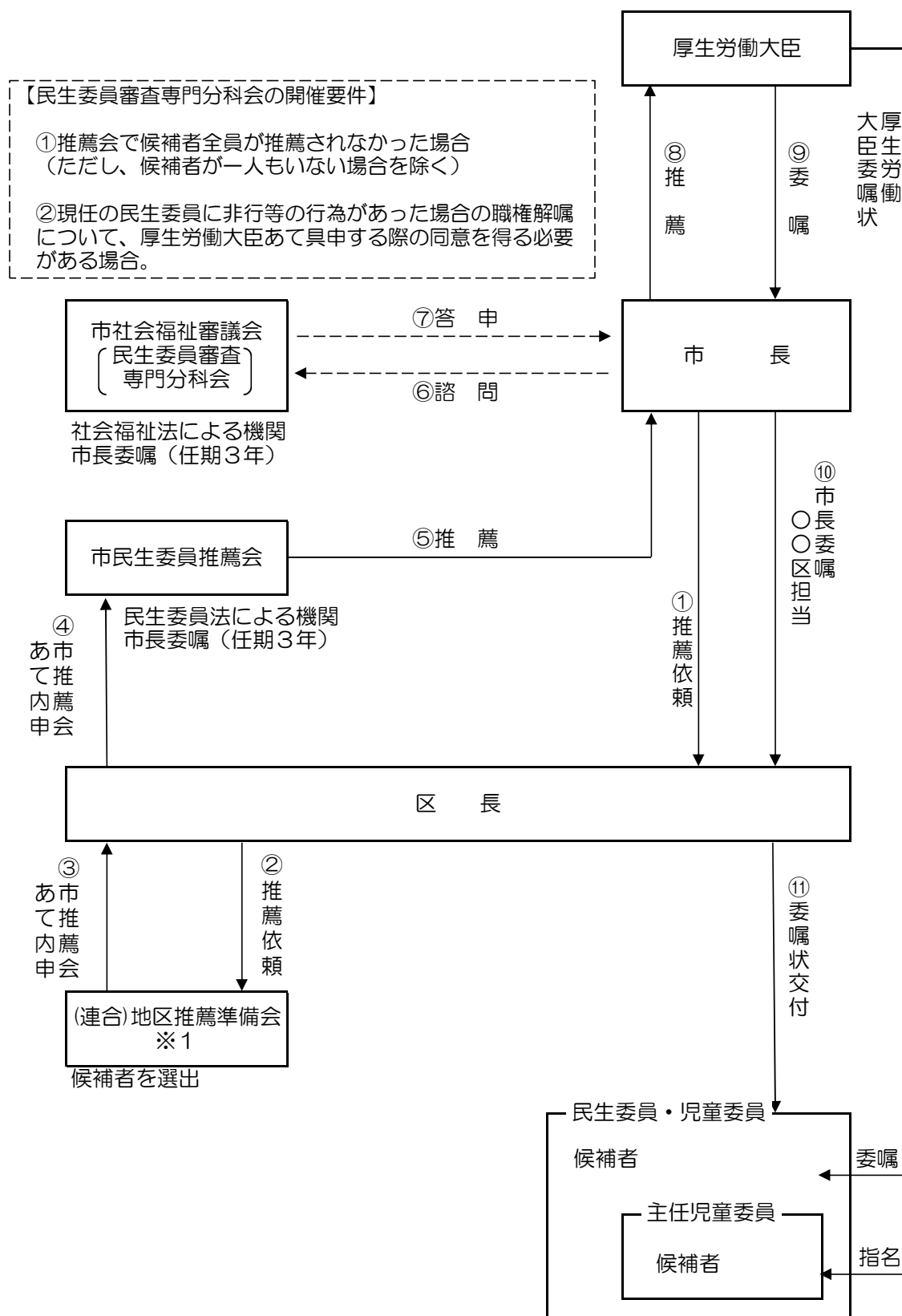
Email：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

資料1

令和7（2025）年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和7（2025）年12月1日付け委嘱者
		①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選
		任期・・・令和7（2025）年12月 1日から 令和10（2028）年11月30日まで
2月	上旬 中旬 下旬	
3月	上旬 中旬 下旬	
4月	上旬 中旬 下旬	
5月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼
6月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼 連合・地区推薦準備会開催
7月	上旬 中旬 下旬	
8月	上旬 中旬 下旬	
9月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申
10月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催
11月	上旬 中旬 下旬	厚生労働大臣あて推薦
12月	上旬 中旬 下旬	令和7(2025)年12月1日付け委嘱

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



※1 全ての候補者が現在の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等（地区連合自治会町内会等）の代表及び地区民児協の代表が、現在の民生委員（主任児童委員）を候補者として再び推薦することに同意している場合は、（連合）地区推薦準備会の設置を省略することができます。なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置は省略できません。

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約 4,000 人の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約 500 人の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【活動費の支給・会費負担】

- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 8,500 円 （令和 7 年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

【会費の内訳・使途】

項目		金額（円）	
市民児協会費	市民児協会費	2,180	主に、区・地区民児協事業費に充当
	市民協互助事業会費	1,600	民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等（互助事業給付金）に充当
	市民児協周年事業積立金	100	周年事業費としての積立金に充当
	全民児連会費	700	全国民生委員児童委員連合会の分担金（全民児連事業費）に充当
	全国互助共励会費	1,900	全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）と共励事業（委員活動に必要な資料の作成配布等）に充当
	関ブロ民連会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費（関ブロ民連事業費）に充当
	横浜市社会福祉協議会会費	1,000	市社会福祉協議会会費（主に市社協の法人運営、「福祉よこはま」作成等事業費）に充当
区社協会費		1,000	
会費 計		8,500	

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件 ①適任者 ②年齢要件 (基準日) 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 ③居住要件	18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。 - 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 - その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 - 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 ◆新任 68 歳までの方 (昭和 31 年 4 月 2 日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74 歳（昭和 25 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。 ◆現任・元職 74 歳までの方 (昭和 25 年 4 月 2 日以降出生) ※現任について、選出が困難な場合に限り、1 期（3 年間）のみを再任期間として、75 歳以上の方とすることができま す。(条件あり) <u>【条件】</u> 下記 3 つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u>	◆新任 54 歳までの方 (昭和 45 年 4 月 2 日以降出生) <u>※選出が困難な場合に限り、58 歳（昭和 41 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。</u> ◆現任・元職 60 歳までの方 (昭和 39 年 4 月 2 日以降出生) <u>※現任について、選出が困難な場合に限り、64 歳（昭和 35 年 4 月 2 日以降出生）までの方とすることが可能です。</u>
	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	3 年 令和 10 年(2028)年 1 1 月 3 0 日まで	

3. 推薦主体 ①設置の単位 ②構成 ③構成員 (推薦人)	地区推薦準備会 主に自治会町内会を単位とします。 推薦人5～10人 自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 <u>※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>	連合地区推薦準備会 主に地区連合町内会を単位します。 (地区民児協を単位とします。) 推薦人5～10人 地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 <u>※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</u> 地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。
	民生委員・児童委員、主任児童委員共通	
4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催	令和7年12月の一斉改選より、全ての候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等の代表（地区連合自治会町内会等）及び地区民児協の代表が、現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意する場合は、地区推薦準備会の設置を省略できることとしています。 なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。 開催までの準備 地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。 履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。 取扱いには十分注意してください。 ・ 推薦人の人選 推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。 ・ 開催の案内 推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。	

開 催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

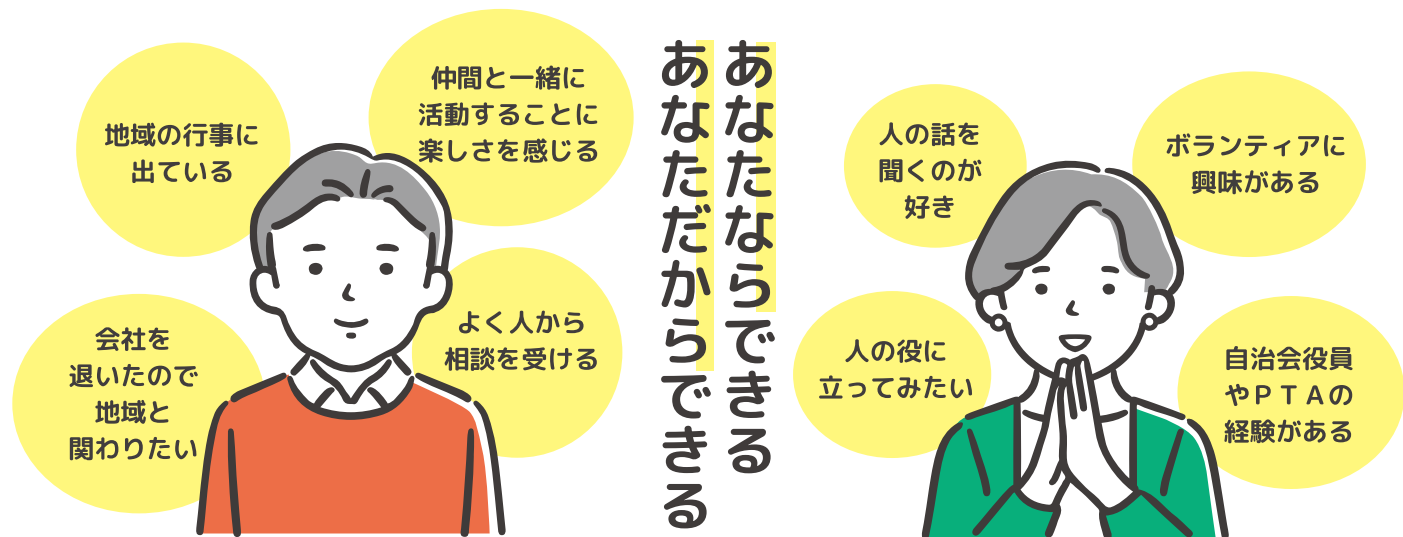
- (1)「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2)「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3)「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,214	886	3,027	3,913	530	22	469	491	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	96	136	24	0	23	23	171	40	119	159

* 定数は令和6年12月1日現在

\やってみませんか？/ 民生委員・児童委員

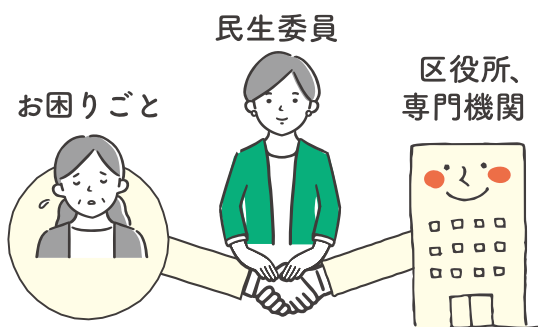


横浜市では、約4,400人の民生委員※が地域を支えています

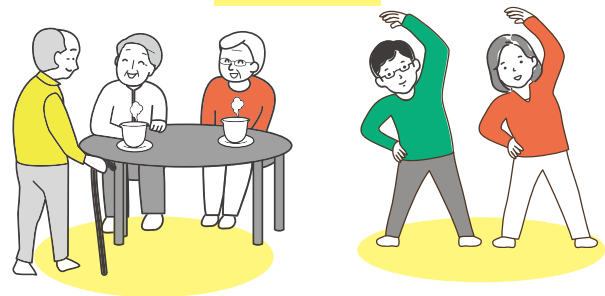
※主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの？

相談者の声を聞き
福祉サービスにつなぎます



仲間と一緒に
地域のゆるやかなつながりを
育みます



経験者が
感じた

民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが
楽しめた



福祉の仕組みに
詳しくなれた



人や地域に
貢献できたという
充実感を得られた



仲の良い友達
ができた





具体的には
こんな感じです

見守り

相談・
情報提供

交流の場
づくり

つなぎ役

ある1か月の活動例

〇×さんの最近の様子を
地域ケアプラザに連絡
(20分)

前月の活動報告を記入し、
地区会長へ提出(1時間)

〇〇のふれあいサロンは、
私用があるので地区の仲間
にお任せして欠席

地区の定例会に参加。
あわせて子育てサロン代表
から最近の子育て事情を聞く
(2時間)

来月の福祉まつりの準備
会に参加。地区の仲間
と一緒に当日の展示物を
つくる (1時間)

見守りのため、町内の
ひとり暮らし高齢者を
2件訪問 (1時間)

Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかととても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！
決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、
ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいですが、365 日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、
できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。
報酬はありませんが、交通費等として通常年額 70,200 円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。
児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら…

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 区役所福祉保健課 (TEL 045- -) へご相談ください。

令和7年1月発行

バトンタッチサポーター（仮称）制度について

令和 7 年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、一定期間（12 月～3 月）、新任委員が行う相談支援や活動に、前任者が同行して、経験やノウハウを引継ぐなど、新任委員をしっかりとサポートする仕組みを試行的に導入します。

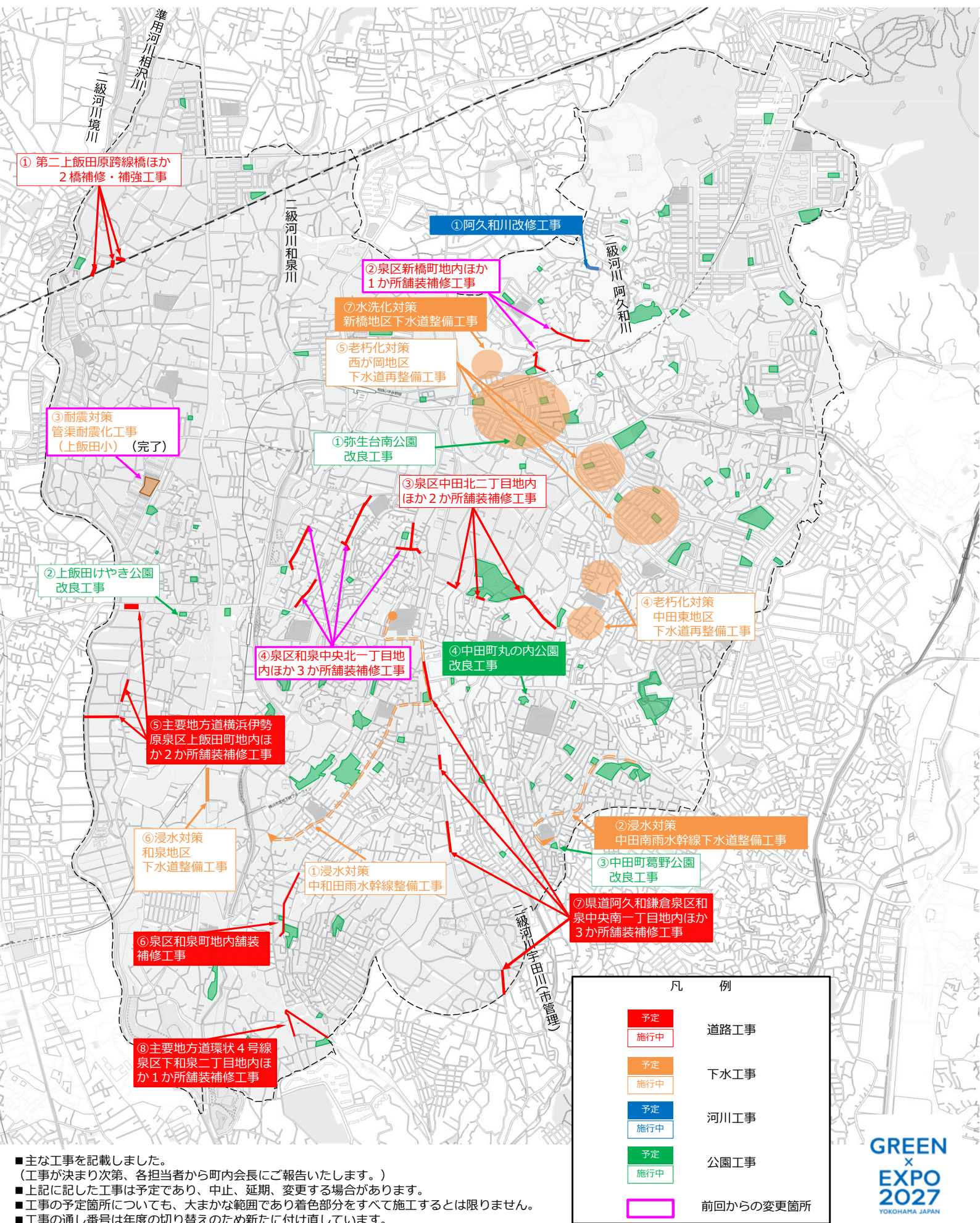
	説 明
目的	退任した民生委員・児童委員および主任児童委員が一定期間「サポーター」として活動の助言等を行うことにより、経験やノウハウを新任の民生委員等に引き継ぐことで、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整える。（希望地区）
対象者	直近の一斉改選で退任される民生委員および主任児童委員（以下「民生委員等」という） 欠員地区だった場合、直近で退任された方や欠員地区をカバーされていた近隣地区の委員（退任者）や地区民生委員児童委員協議会会長（退任者）が、バトンタッチサポーターとなることも可能。前任者がサポーターを担うことが困難な場合、地区民児協代表了承のもと、前々任等の元職の方がサポーターとなることも可。
活動内容	①現任の民生委員等が受けた相談に対する <u>助言</u> ②担当地域の児童や高齢者等への訪問の <u>同行（引継ぎ）</u> ③関係機関との <u>引継ぎ</u> ④地区民生委員児童委員協議会（以下地区民児協）の運営等に対する <u>サポート</u> ⑤その他、区民生委員児童委員協議会事務局と相談・調整のうえ、認められた活動
期間	一斉改選年の 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 4 か月間
位置づけ	健康福祉局長の依頼に基づくボランティア。（活動にあたり、「協力依頼書」と「バトンタッチサポーター証」（携帯用、氏名・公印入）をお渡しします。）
配置基準	退任委員と新任委員の双方の意向が一致し、地区民児協の代表、区民児協の代表の承諾がある場合に、配置が可能。

※今回の取組実施後は、次期改選時（令和 10 年度）に向けた振り返り等を行うことで、より良い活動支援策へとつなげていきます。

令和7年度泉土木事務所管内工事箇所図

資料12

R7年5月19日現在



1 犯罪情勢等(4月末)

(1) 認知件数 199件(前年同期比+29件)

主 な 罪 種	令和7年	令和6年	増減
自 転 車 盗	42件	20件	+22件
オ ー ト バ イ 盗	6件	8件	-2件
自 動 車 盗	6件	3件	+3件
車 上 ね ら い	1件	2件	-1件
万 引 き	28件	27件	+1件
強 盗	0件	0件	±0件
空 き 巣	14件	4件	+10件

特 徴

- 区内では、侵入窃盗事件が増加傾向にあります。4月中の侵入窃盗事件は9件発生しています。このうち、空き家を狙った侵入窃盗事件は6件発生しています。

(2) 特殊詐欺

	令和7年	令和6年	増減
発 生 件 数	20件	12件	+8件
被 害 総 額	約1億300万円	約2,100万円	約8,200万円

特 徴

- 4月中、区民から約60件の特殊詐欺に関する前兆電話の情報をいただいております。その中で、警察官を騙り、「あなたのキャッシュカードが犯罪に利用されている。このままだと容疑者になる」などと説明し、他県の警察を案内して誤信させ、言葉巧みに現金を振り込ませようとするものや「このままでは固定電話や携帯電話が使えなくなる」と不安を煽り、電子マネーカードを購入させようとするものなどがありました。
- 特殊詐欺のほか、フィッシング詐欺の前兆と見られる情報も多数寄せられています。

自主防犯行動の実践を

【住宅の防犯対策】

日頃から建物周囲を整理整頓し、侵入されにくい環境を整えておきましょう。

窓に補助錠を取り付けるなど防犯設備を充実させましょう。

空き家と悟られないためには、

- ①郵便物・チラシの管理
- ②カーテンの開け閉めを工夫する
(一部の部屋だけレースカーテンにしておくなどすると人がいるように見せることができます)
- ③タイマー機能付き照明の設置
- ④庭や玄関周りの手入れ
- ⑤近所との関係維持

などの対策があります。

お願い

偽メールで誘導、クレカ被害注意

【クレジットカード不正利用に遭わないために】

クレジットカード会社などでは、客のアカウント(ユーザーID、パスワード)、カード番号、暗証番号についてメールで問い合わせたり、回答を促すことはありません。

むやみに電子メールなどに添付されたアドレスをクリックしない。また企業の公式WEBサイトのアドレスと比較して間違いがないか必ず確認してください。

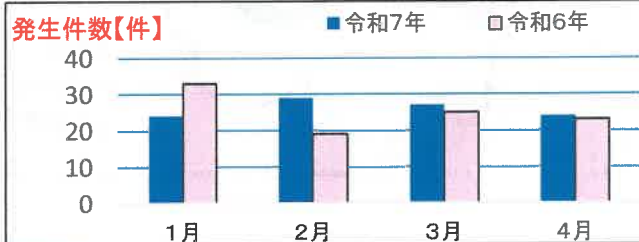
複数のサイトなどで同じIDやパスワードを使用していると、ほかのサイトでもアクセスされ不正利用されるリスクが高くなります。被害を抑えるためにもパスワードなどの使い回しには注意してください。

お願い

2 交通事故の発生状況(4月末)

発生状況(暫定)

	令和7年	令和6年	増減
発 生 件 数	104件	100件	+4件
死 者 数	1人	0人	+1人
負 傷 者 数	110人	109人	+1人



	令和7年	令和6年	増減
高 齢 者	49件	42件	+7件
二輪車(オートバイ)	39件	41件	-2件



特 徴

- 泉区内の交通事故全体では、
高齢者 49件(47.1%)
二輪車(オートバイ) 39件(37.5%)
が高くなっています。
また、地域別として
弥生台、緑園、和泉中央南(前年同期比+4)
和泉町南部、中田東、中田西(前年同期比+3)
道路形状別として
交差点付近(前年同期比+17件)
と増加傾向にあります。
交差点付近では、安全確認を励行し、急の付く行動は避けましょう。

お願い

- 6月7日に戸塚自動車学校において、ホワイトエンジェルスによる二輪車講習を開催します。

対象は、泉区に居住されている方、泉区に職場、学校等があり、通勤通学で来られる方になります。

5月1日から5月30日までの午前9時から午後4時の間に警察署において電話予約で受付しております。

- 6月1日から6月30日は、「二輪車交通事故防止強化月間」「暴走族追放強化月間」になります。

今一度、二輪車乗車時の安全確認の励行と暴走族へ加担しない、させないようにお願い致します。



3 町名別発生状況(4月末現在)

(1) 認知件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	その他	合計
4 月中	2	12	0	4	3	1	0	8	0	2	1	0	4	5	3	0	1	1	0	0	0	7	0	54
前年比	-3	+5	-1	+2	+1	-1	-1	-2	±0	+1	±0	-2	+2	+2	+1	-1	-8	+1	-1	±0	±0	+5	±0	±0
4 月末	3	35	0	6	11	9	3	29	0	6	1	1	12	17	18	1	8	6	5	2	0	17	9	199
前年比	-3	+14	-6	+2	+2	+2	±0	-6	±0	+1	-2	-2	+3	+2	+7	±0	-6	+5	-1	+1	±0	+7	+9	+29

* 令和5年5月末分、和泉町にあっては横浜伊勢原線(長後街道)を基準に和泉町(北部)及び和泉町(南部)に分けて統計を出しています。

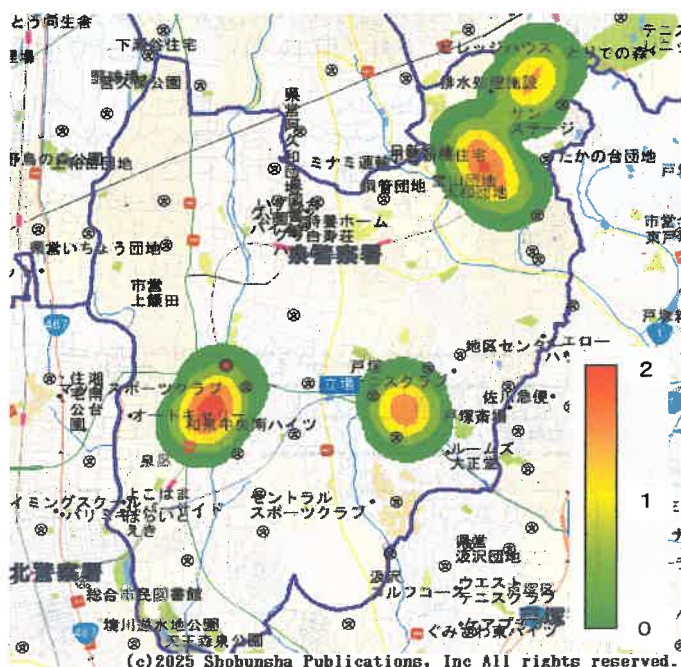
(2) 交通事故発生件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町 (北部)	和泉町 (南部)	和泉 中央北	和泉 中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園
4 月中	1	3	4	0	5	1	0	4	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1
前年同期比	-1	+3	+4	-2	+1	-3	±0	-1	±0	±0	±0	±0	±0	±0	-1	±0	-1	±0	±0	+1	±0	+1
4 月末	5	6	6	7	11	3	1	19	0	3	0	2	5	6	2	3	7	2	7	4	0	5
前年同期比	-2	±0	+3	-2	+4	-4	±0	-4	±0	+1	-2	-1	+3	+3	-1	+1	±0	-1	+4	-2	±0	+4

	環状4号	横浜伊勢原線(長後街道)	阿久和鎌倉線(かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他	合計
4 月中	4	2	1	0	0	16	1	24
前年同期比	+1	±0	-3	±0	±0	+2	+1	+1
4 月末	13	11	4	4	1	66	5	104
前年同期比	+1	+2	-5	+3	-1	±0	+4	+4

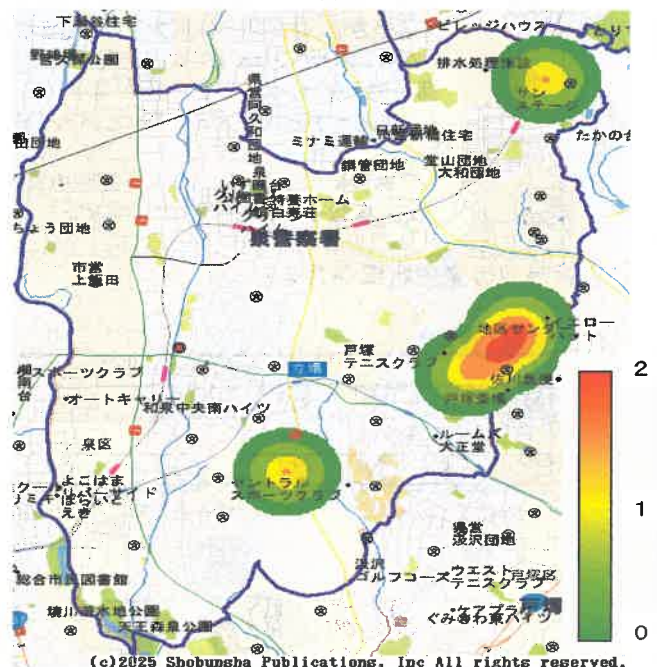
空き巣発生状況※

件数:4月末現在 14件



空き家狙いの侵入窃盗発生状況※

件数:4月末現在 9件



今回は、空き巣と空き家を狙った侵入窃盗事件についてカーネル図を作成しました。(1月から4月まで)
 空き巣は緑園や和泉中央南地区に多く発生しています。
 空き家狙いの侵入窃盗は領家や西が丘地区に多く発生しています。
 自主防犯活動に役立ててください。

※ 空き巣と空き家狙いの侵入窃盗の違いは、現に人が住んでいるか、否かに違いがあります。

資料 14

泉区連長会資料
令和7年5月19日
泉消防署

泉区 火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和7年4月30日現在

火災状況		泉区内		
		令和7年	令和6年	増△減
火災件数		14	11	3
火災種別	建物火災	8	6	2
	車両火災	1	0	1
	その他火災	5	5	0
	林野火災	0	0	0
	船舶火災	0	0	0
	航空機火災	0	0	0
損害程度	焼損床面積(㎡)	112	317	△ 205
	死者	0	1	△ 1
	負傷者	3	0	3

泉区内 主な火災原因	令和7年	令和6年	増△減
放火(疑い含む)	3	1	2
たばこ	2	0	2
火あそび	2	1	1
こんろ	2	0	2
たき火	1	0	1
上記以外の火災原因	4	9	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況		泉区内		
		令和7年	令和6年	増△減
救急出場件数		3,360	3,424	△ 64
救急種別	急病	2,386	2,416	△ 30
	交通事故	115	115	0
	一般負傷	573	642	△ 69
	その他	286	251	35

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	0
緑園地区	1
新橋地区	0
和泉北部地区	1
和泉中央地区	2
下和泉地区	0

連合名	件数
富士見が丘地区	1
上飯田地区	3
上飯田団地地区	2
いちょう団地地区	1
中田地区	2
しらゆり地区	1
その他	0

自治会町内会長 様

「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願い

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

3 月の市連会・区連会を通じて標記アンケートへのご協力をお願いしたところですが、回答率が伸び悩んでおります。(5 月 7 日現在: 電子申請 890 件、郵送等 825 件、合計 1,715 件 回答率 60.7%) (前回 (令和 2 年度) 最終回答率: 90.5%)

回答期限につきまして、6 月 6 日 (金) まで延長いたしましたので、まだご回答いただいていない自治会町内会長の皆様におかれましては、何卒ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。(既にご回答済みの場合は、ご対応不要です。)

1 回答期限

令和 7 年 6 月 6 日 (金) 【期限を延長しました】

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】アンケートの回答が済んでいない場合は、回答をお願いします。

3 回答方法

(1) または (2) の手順で、電子申請・届出システムから回答するのが、簡単でおすすめです。

(1) スマートフォン等の場合

右の二次元バーコードを読み取り、回答してください。



↑ アンケートの
二次元コード

(2) パソコンの場合

「横浜市電子申請・届出システム」トップページの

【申請できる手続き一覧】の「個人向け手続き」をクリック。

キーワード検索で「市民局 自治会 アンケート」で検索、

当該アンケートを選択して回答してください。

【参考 URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

※横浜市電子申請・届出システム

検索サイトで「横浜市 電子申請」と検索するとアクセスできます。

(3) 郵送の場合

3 月の各区配送便でお送りした調査票にご記入の上、同封した返信用封筒で返送してください。

担当 市民局地域活動推進課

電話 045-671-2317

FAX 045-664-0734

E メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp